

# 東日本大震災からの 農林水産業の復興支援のための取組

令 和 8 年 1 月

農林水産省

## ①地震・津波災害からの復旧・復興

・東日本大震災による農林水産関係の被害状況	2
・東日本大震災からの農林水産業の復旧状況	3
・震災からの復興のため、人的支援を実施	4
・農地・農業用施設の直轄災害復旧事業を実施	5
・農地の復旧にあわせた、ほ場の大区画化への取組	6
・農業農村整備事業と防災集団移転促進事業の連携	7
・被災した漁港や水産加工施設の整備	8

## ②福島県における原子力災害からの復旧・復興（農業）

・原子力発電所事故による避難指示区域・拠点区域の解除について	10
・原子力被災12市町村における営農再開に向けた取組	11
・農地の除染	12
・ため池等の放射性物質による影響調査と対策の取組	13
・原子力被災12市町村の営農再開の状況	14
・原子力被災12市町村の農業産出額	15
・原子力被災12市町村における農業の再建に向けた取組	16
・農地の大区画化・利用集積の加速化により大規模営農の展開を推進	17
・農地の大区画化・地域の担い手への利用集積の加速化によるメガファームの誕生	18
・加工・流通事業者のニーズに対応し得る競争力の高い広域的な産地形成	19
・地元農業者による加工・流通事業者のニーズに対応した生産の拡大	20
・将来の担い手候補となる新規就農者の確保・育成	21
・担い手不足の解消、新たな農業の展開に向けた地域外からの法人参入	22

・先端技術を活用した取組	23
・スマート農業技術の活用を推進	24
・被災地方公共団体への人的支援と各関係機関との連携強化	25

## ③福島県における原子力災害からの復旧・復興（林業）

・空間線量率及び放射性セシウムの蓄積量の推移	27
・森林・林業の再生に向けた取組の現状	28
・福島の森林・林業再生に向けた森林作業ガイドラインの策定	29
・森林・林業の再生に向けた具体的な取組	30
・特用林産物の産地再生に向けた取組の現状及び対応方針	31
・特用林産物の出荷制限の状況	32
・福島県産材の活用に向けた取組の現状及び対応方針	33

## ④福島県における原子力災害からの復旧・復興（水産業）

・福島県における漁業再生に向けた取組	35
・震災前以上の収益性の確保を目指す漁業者等の取組を支援	36
・試験操業・販売について	37
・漁業・養殖業（復興支援事業復興計画認定状況）	38
・水産物の販路回復に向けた取組	39
・福島県における水産物の安全性確保に関する取組	40
・放射性物質濃度の検査結果（福島県・海産種）	41
・風評被害対策（検査結果の情報発信）	42
・新たな取組（スマート水産業の推進）取組事例	43

**⑤原子力災害からの復旧・復興（風評対策）**

・農林畜産物に含まれる放射性物質の低減対策の実施	45
・農林水産物に含まれる放射性物質の濃度水準は低下	46
・風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略	47
・食品中の放射性物質に関する情報提供	48
・「食べて応援しよう！」～被災地産食品の利用・販売を推進～	49
・福島県の農林水産業の再生に向けた取組状況 (生産段階での取組)	50
・食品についての風評の現状	51
・福島県产品と全国平均の価格差	52
・流通段階における取扱姿勢の評価、取扱減少の理由	53
・風評影響軽減のための販売促進事業について	54
・ALPS処理水放出に伴う風評対策 (トリチウムのモニタリング)	55
・原発事故及びALPS処理水放出に伴う 諸外国・地域の食品等の輸入規制の概要	56
・農林漁業者への賠償支払い状況	57

# ①地震・津波災害からの復旧・復興

# 東日本大震災による農林水産関係の被害状況

MAFF

東日本大震災では、農林業関係で1兆1,847億円、水産業関係で1兆2,637 億円、合計で 2兆4,484億円の被害が発生。

## 農林業関係被害

農地 (2.6万ha)	4,288億円
農業用施設等 (18,149箇所) (水路、揚水機、集落排水施設等)	4,769億円
農作物、家畜等	142億円
農業・畜産関係施設等 (農業倉庫、ハウス、畜舎、堆肥舎等)	493億円
林野関係 (林地荒廃、治山施設、林道施設、木材加工流通施設等)	2,155億円
合計	<b>1兆1,847億円</b>

注：1 平成24年7月5日時点。

(農地・農業用施設等は令和7年10月末時点)。

2 被害額には、原子力災害による被害額は含まれていない。

3 被災した農地は青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県  
茨城県、栃木県、千葉県、長野県、新潟県

## 水産業関係被害

漁船 (28,612隻)	1,822億円
漁港施設 (319漁港)	8,230億円
養殖関係	1,335億円
養殖施設	738億円
養植物	597億円
共同利用施設 (1,725施設)	1,249億円
合計	<b>1兆2,637億円</b>

注：1 平成24年7月5日時点。

2 漁船は、21都道県で被害（岩手、宮城、福島では約9割で被害）。

3 漁港施設は、7道県約4割で被害（岩手、宮城、福島ではほぼ全てで被害）。

4 この他、民間企業が所有する水産加工施設、製氷冷凍冷蔵施設等で約1,600億円の被害（水産加工団体等からの聞き取り）。

# 東日本大震災からの農林水産業の復旧状況

MAFF

農地

96%

漁港

(陸揚げ機能)

100%

主要な  
排水機場

100%

漁船

94%

農地海岸

98%

養殖施設

100%

農業集落  
排水施設

99%

大型定置網

100%

海岸防災林

99%

産地市場  
(業務再開)

100%

木材加工  
流通施設

100%

水産加工施設  
(業務再開)

99%

注：1 水産加工施設は令和6年12月末時点、その他は令和6年3月末時点。

2 農地は、公共用地等への転用が行われたもの（見込みを含む）を除いた津波被災農地（青森県、岩手県、宮城県、茨城県、千葉県）19,640haに対するもの（福島県770ha除き完了）。

3 主要な排水機場は、復旧が必要な96箇所に対するもの。

4 農地海岸は、復旧が必要な122地区に対するもの（福島県3地区を除き完了）

5 農業集落排水施設は、被災した401地区に対するもの。  
(復旧事業実施中も含む)。

6 海岸防災林は、復旧を要する164kmに対するもの（福島県1km除き完了）。

7 木材加工流通施設は、再開を希望する41箇所に対するもの。

8 漁港は、被災した319漁港に対するもの。

9 漁船は、復旧を目指す20,000隻に対するもの。

10 養殖施設は、再開を目指す68,893施設

(岩手県17,480施設、宮城県51,413施設)に対するもの。

11 大型定置網は、復旧を目指す143ヶ統に対するもの。

12 産地市場は、被災3県で被災した30施設に対するもの。  
岩手県及び宮城県の産地市場は、22施設全てが再開。

13 水産加工施設は、被災3県で再開を希望する762施設に対するもの。

# 震災からの復興のため、人的支援を実施

MAFF

農林水産省は、東日本大震災からの復旧復興や、農地・森林の除染を速やかに進めるため、職員の復興庁・環境省等への出向及び被災自治体との人事交流を実施中。

また、被災地における災害復旧工事を迅速・円滑に実施するため、被災県からの支援要望に沿って、農林水産省及び他の都道府県等の専門職員を被災自治体に派遣。

## 農林水産省から復興庁等への出向状況 (令和7年12月末時点)

復興庁 41名

環境省  
福島地方環境事務所 35名

※このほか（公社）福島相双復興推進  
機構へ職員（3名）を派遣

人事交流  
岩手県内 4名  
宮城県内 2名  
福島県内 6名

## 農林水産省及び都道府県等からの 職員派遣の実績（農林水産関係）

（単位：人月）

	国	都道府県	市町村	計
農地・農業用施設	1,557	8,577	–	10,134
森林・林業関係	60	2,177	–	2,237
漁港関係	354	2,637	2,227	5,218

注：令和7年12月末までの派遣実績。

職員1名を1か月間派遣した場合、1人月と数える。

# 農地・農業用施設の直轄災害復旧事業を実施

MAFF

土地改良法特例法等に基づき、東日本大震災により被災した農地・農業用施設の直轄災害復旧事業を実施。令和5年度までに全地区が完了。

【仙台東】ほ場整備（大区画化）



大区画化したほ場での営農状況

【名取川】閑上排水機場



損壊した建屋及びポンプ設備の復旧状況

⑦迫川上流（復旧完了）

⑧河南（復旧完了）

⑨白河矢吹（羽鳥ダム）（復旧完了）

⑩阿武隈川上流（西郷ダム）（復旧完了）

⑪芳賀台地（復旧完了）

⑥迫川上流・荒砥沢ダム（復旧完了）

⑬請戸川（復旧完了）

⑫南相馬（復旧完了）

①定川（復旧完了）  
②仙台東（復旧完了）

③名取川（復旧完了）  
④亘理山元（復旧完了）

⑤亘理・山元農地海岸（復旧完了）

【仙台東】大堀排水路



津波で損壊した排水路の復旧状況

凡 例

	直轄特定災害復旧事業実施地区（津波被災地域）
	直轄災害復旧事業実施地区（地震被災地域）
	代行海岸保全施設災害復旧事業実施地区（津波被災地域）
	福島特別直轄災害復旧事業実施地区（地震被災地域）

※⑬請戸川は一部避難指示区域内

損壊した建屋及びポンプ設備の復旧状況



【亘理・山元農地海岸】海岸堤防



海岸堤防の復旧状況

# 農地の復旧にあわせた、ほ場の大区画化への取組

MAFF

地震・津波で被災した地域において、直轄事業や復興交付金等の活用により農地の大区画化に取り組み中。

農地の大区画化の県別面積 (ha) (令和7年3月末時点)			
県名	大区画化に取組む地区の計画面積 (注1)	整備完了面積【全 体】	左記のうち大区画化を行った面積 (注2)
岩手県	50	50	10
宮城県	6,360	6,360	5,370
福島県	1,970	1,830	1,470
計	8,380	8,240	6,850

注1：津波被災農地と一体的に整備する農地を含む。

注2：大区画化とは、農地を0.5ha以上の区画に整備するもの。

大区画化整備したほ場（大曲地区（宮城県東松島市））

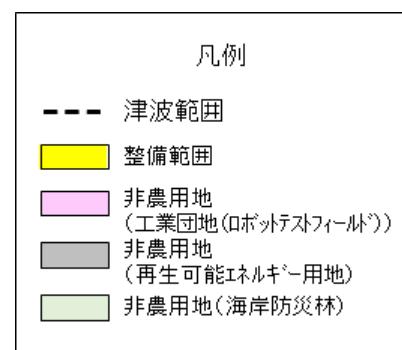


整備前

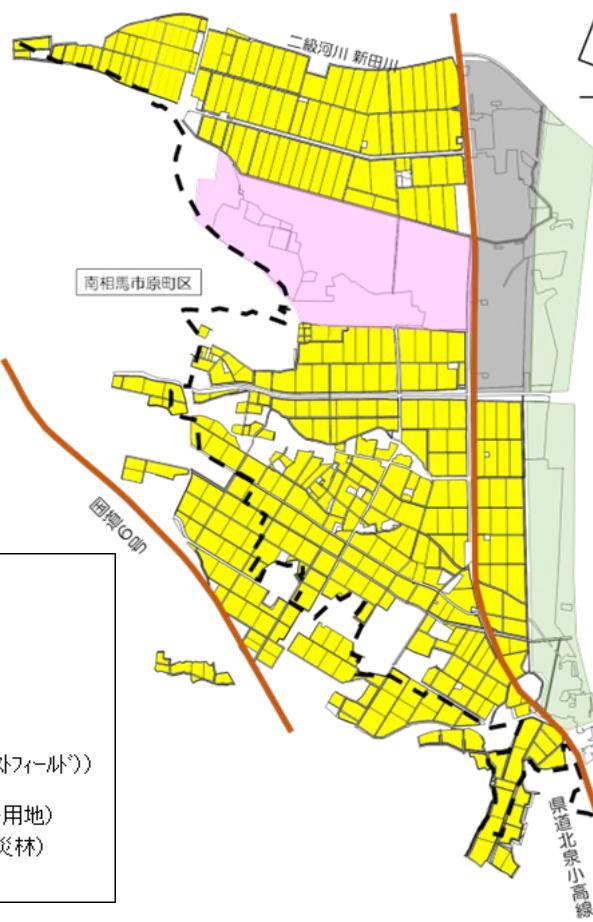


整備後

(提供:国土地理院)



※津波範囲は、「東日本大震災 南相馬市災害記録誌」(南相馬市、平成25年3月発行)による。

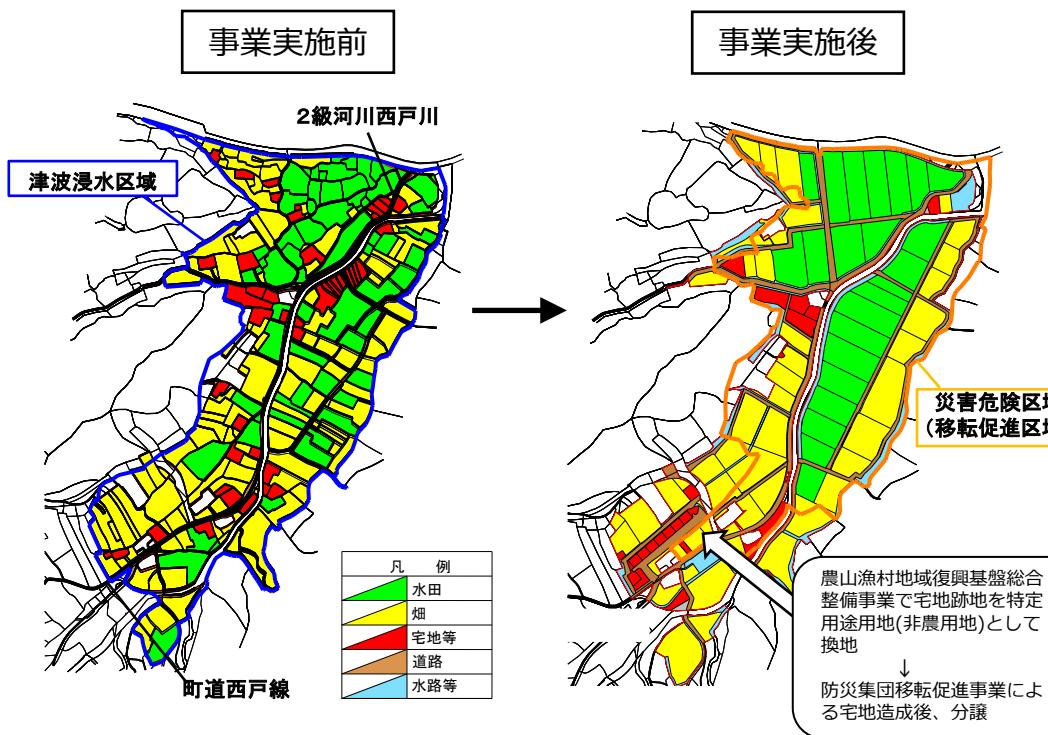


# 農業農村整備事業と防災集団移転促進事業の連携

MAFF

防災集団移転促進事業と連携して農業農村整備事業を実施し、高台への集団移転と併せて、移転跡地を含めた農地整備を2県10市町17地区で進めており、15地区で整備が完了（令和年7年3月末時点）。

宮城県南三陸町の南三陸地区（西戸川工区）では、復興交付金を活用して「農地整備事業」と「防災集団移転促進事業」を一体的に実施し、住宅地の移転に必要な用地の創出や、移転跡地を含めた農地整備を行うことにより、事業期間の短縮と、効率的な土地利用を実現。



県名	市町村名	地区名
宮城県	南三陸町	南三陸地区
	石巻市	牡鹿地区、大川地区、北上地区
	七ヶ浜町	七ヶ浜地区
	気仙沼市	気仙沼地区
	山元町	山元東部地区
	亘理町	亘理地区
	東松島市	西矢本地区、奥松島地区
	名取市	名取地区
岩沼市	岩沼地区	
福島県	南相馬市	原町東地区、右田・海老地区、 真野地区、井田川地区、 八沢地区
	2県	10市町
		17地区

※下線は、令和6年度以降も農地整備を実施する予定の地区を示す。

気仙沼漁港・石巻漁港等においては、  
水産加工団地の土地の嵩上げ工事や高度衛生管理に対応した荷さばき所の整備などを実施。

## 被災状況（気仙沼漁港）

防波堤、岸壁、市場施設、水産加工団地等が壊滅。  
約1mの地盤沈下により、満潮時には、漁港及び  
水産加工団地へ海水が流入し、冠水。

荷さばき所の被害状況



倒壊した岸壁

## 復旧・復興の取組（気仙沼漁港）

南気仙沼地区と鹿折地区の一部を水産加工施設等の集積地として整備するため、嵩上げ工事を実施（平成26年3月完了）。  
主要な陸揚岸壁について、水産庁が代行工事を実施（平成26年5月完了）。

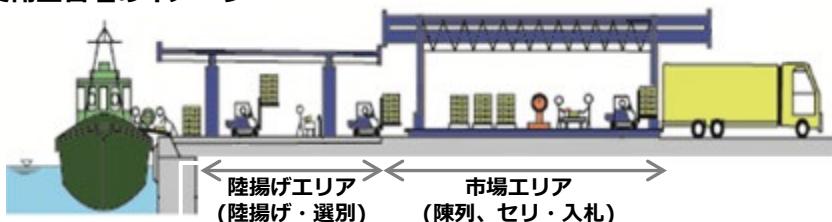
高度衛生管理に対応した荷さばき所を整備（平成31年4月供用開始）。



嵩上げした集積地（南気仙沼地区）、  
復旧した岸壁及び完成した荷さばき所

荷さばき所の内部写真

## 漁港の高度衛生管理のイメージ



②福島県における  
原子力災害からの復旧・復興  
(農業)

# 原子力発電所事故による避難指示区域・拠点区域の解除について

MAFF

- 帰還困難区域以外は、令和2年3月までに全て避難指示解除。
- 帰還困難区域も、平成29年の福島復興特措法改正により措置された特定復興再生拠点区域が令和5年11月に全て解除。さらに、令和5年の福島復興特措法改正により住民の帰還を目指した特定帰還居住区域が設定された。

令和2年3月4日：双葉町（特定復興再生拠点区域の一部解除、避難指示解除準備区域を解除）

令和2年3月5日：大熊町（特定復興再生拠点区域の一部解除）

令和2年3月10日：富岡町（特定復興再生拠点区域の一部解除）

令和4年6月12日：葛尾村（特定復興再生拠点区域を解除）

令和4年6月30日：大熊町（特定復興再生拠点区域を解除）

令和4年8月30日：双葉町（特定復興再生拠点区域を解除）

令和5年3月31日：浪江町（特定復興再生拠点区域を解除）

令和5年4月1日：富岡町（特定復興再生拠点区域を解除）

令和5年5月1日：飯館村（特定復興再生拠点区域及び特定復興再生拠点区域外を解除）

令和5年11月30日：富岡町（特定復興再生拠点区域を解除）

令和5年9月29日：大熊町（特定帰還居住区域復興再生計画の認定）

令和5年9月29日：双葉町（特定帰還居住区域復興再生計画の認定）

令和6年1月16日：浪江町（特定帰還居住区域復興再生計画の認定）

令和6年2月2日：大熊町（特定帰還居住区域復興再生計画（変更）の認定）

令和6年2月16日：富岡町（特定帰還居住区域復興再生計画の認定）

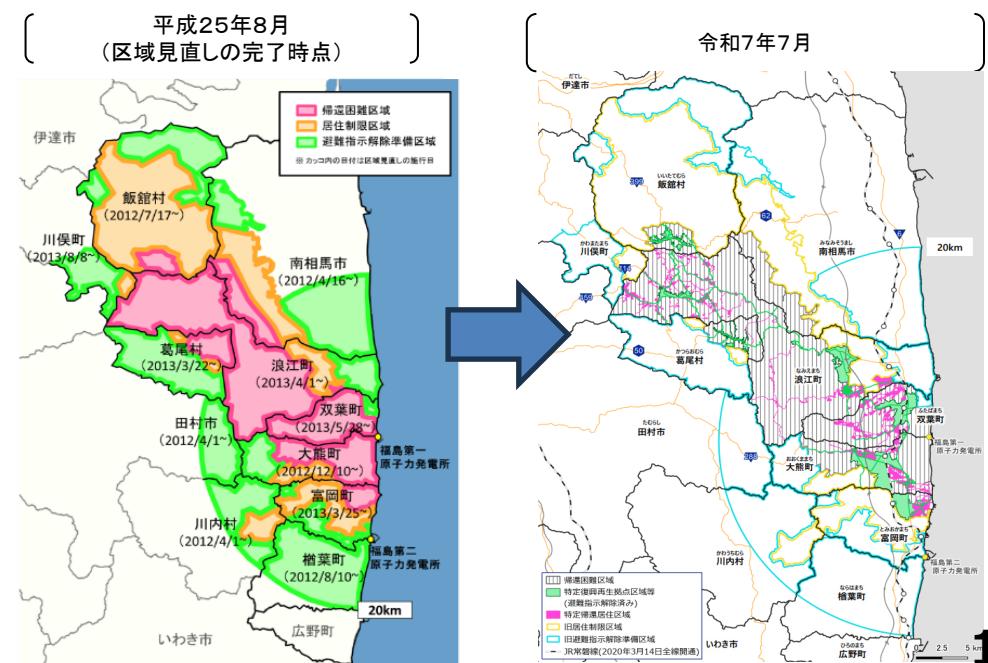
令和6年4月23日：双葉町（特定帰還居住区域復興再生計画（変更）の認定）

令和7年3月18日：浪江町（特定帰還居住区域復興再生計画（変更）の認定）

令和7年3月18日：南相馬市（特定帰還居住区域復興再生計画の認定）

令和7年7月29日：葛尾村（特定帰還居住区域復興再生計画の認定）

区域名	概要
帰還困難区域	避難指示区域のうち、平成24年3月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が50mSvを超えており、5年が経過しても年間積算線量が20mSvを下回らないおそれのある地域
特定復興再生拠点区域	帰還困難区域内に避難指示を解除し居住を可能とする区域として市町村長が区域の設定及び同区域における環境整備に関する計画を作成、同計画を内閣総理大臣が認定し、計画に基づく整備事業を実施（令和5年11月時点で全て避難指示解除）
特定帰還居住区域	特定復興再生拠点区域外の住民の帰還要望に応えるため、避難指示の解除により住民の帰還とその後の生活再建を目指す区域として、市町村長が区域の設定及び同区域における環境整備（除染やインフラ等の整備）に関する計画を作成、同計画を内閣総理大臣が認定し、計画に基づく整備事業を実施（大熊町、双葉町、浪江町、富岡町等で認定済み）
居住制限区域	避難指示区域のうち、平成24年3月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が20mSv超、50mSv以下の地域（平成31年4月に全て解除）
避難指示解除準備区域	避難指示区域のうち、平成24年3月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が20mSv以下となることが確実であることが確認された地域（令和2年3月に全て解除）



# 原子力被災12市町村における営農再開に向けた取組

MAFF

- 環境省による除染の完了後、【福島県営農再開支援事業】、【原子力被災12市町村農業者支援事業】、【福島再生加速化交付金】、市町村への農地相談員の設置等により、①農作物の安全性確保、②再開に必要なほ場の準備、機械等の導入、施設の整備、③再開に向けた担い手への農地集積、など再開に必要な一連の取組を切れ目なく支援。



# (参考) 農地の除染

MAFF

- 放射性物質汚染対処特措法に基づき除染特別地域に指定された地域の農地除染は、反転耕・深耕、表土の削り取りなどを環境省が実施、平成29年3月までに完了。
- 平成29年に福島復興特措法改正により措置された特定復興再生拠点区域内の除染は令和6年3月末時点で概ね完了、現在、令和5年の同法改正により措置された特定帰還居住区域の除染が実施中。

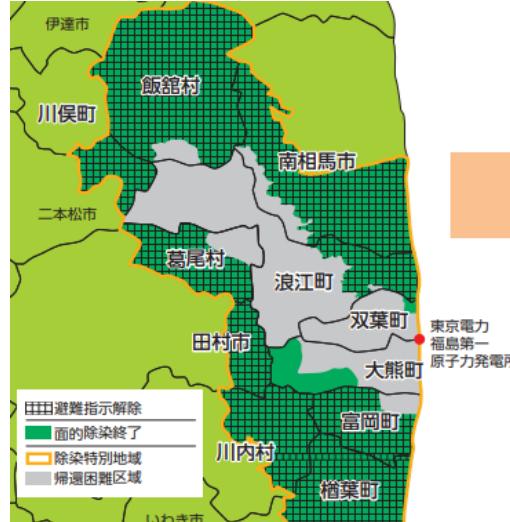
## 環境省による農地の除染

農地

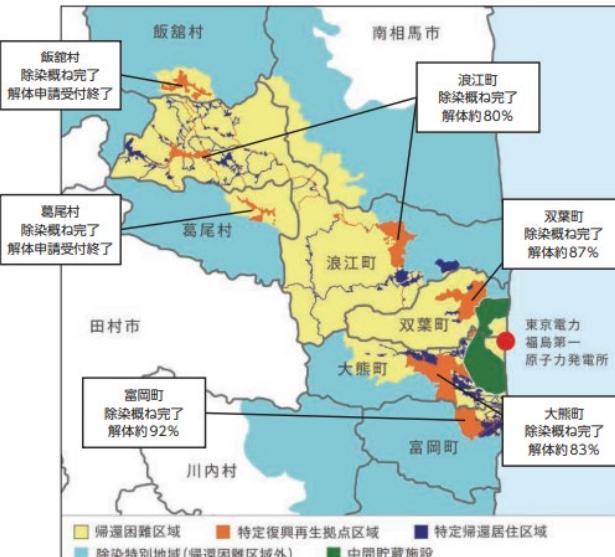


- 田んぼや畑では、表面の土を30cm程度の深さで下側の土と入れ替える反転耕や、これ以上深く耕す深耕などをを行う。
- 耕起されていない農用地で、放射性セシウム濃度が5,000ベクレル/kgを越えている場合、表土の削り取りを行うこともある。

## 除染特別地域の除染 (平成29年3月完了)



## 特定復興再生拠点区域(令和6年3月完了)、 特定帰還居住区域の除染の状況



浪江町の特定復興再生拠点区域での表土の剥ぎ取り  
出典:環境省除染情報サイト

# ため池等の放射性物質による影響調査と対策の取組

MAFF

- ため池については、放射性物質の実態を把握するとともに、利用や管理に及ぼす影響を軽減するための対策を検討するため各種調査を実施。
- 調査結果を踏まえ、利用・管理に支障が生じているため池については、その影響に応じて、放射性物質対策を推進。

## 放射性物質モニタリング調査

ため池に堆積した底質等について、放射性物質の濃度分布や堆積状況等の長期的なモニタリング調査（95箇所）を実施し、経年変化や動態等の分析等を実施。

- ・ 長期的なモニタリング調査による経年変化や動態等の分析。
- ・ 調査結果のとりまとめ、有識者等の専門家による検討会及び新たな知見や技術の普及。



ため池の水質・底質の放射性物質調査

## ため池の放射性物質対策

令和7年3月末時点で対策対象ため池978箇所のうち、879箇所において対策完了。

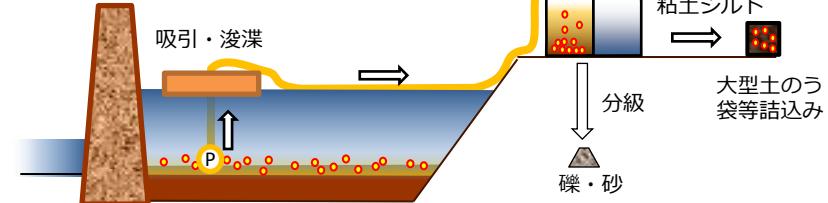
### 【対策工法の例】

#### ①底質除去（バックホウ掘削）



落水後、バックホウ等により底質を掘削し分級、脱水等を行った後に、中間貯蔵施設へ搬入するため、大型土のう袋等へ詰込み。

#### ②底質除去（ポンプ浚渫）

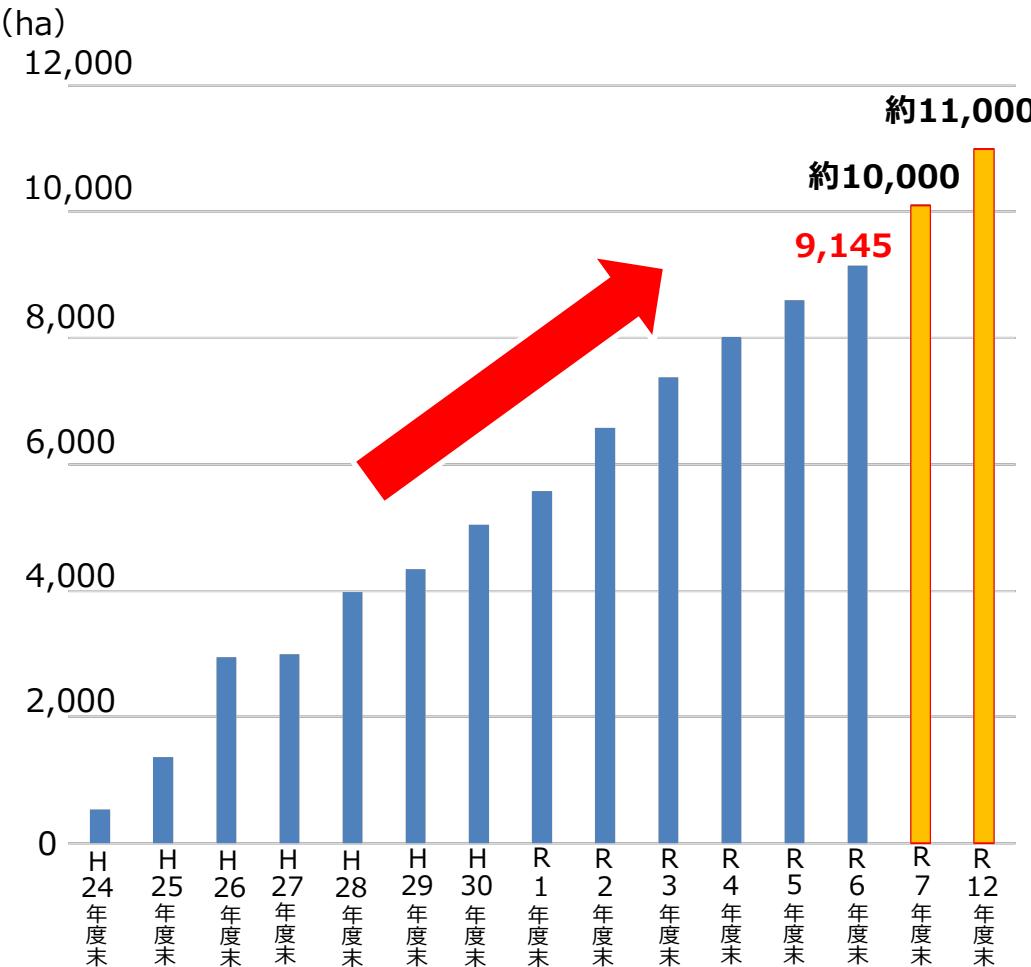


貯水したまま、ポンプ等により底質を吸引し分級、脱水等を行った後に、中間貯蔵施設へ搬入するため、大型土のう袋等へ詰込みを行う。

# 原子力被災12市町村の営農再開の状況

MAFF

- 営農再開に向けた様々な対応により、原子力被災12市町村における令和7年度末の営農再開目標約10,000haに対し、令和6年度末現在、9,145haまで着実に進捗。
- 第3期復興・創生期間において営農可能面積の75%に当たる約11,000haの営農再開目標の実現に向けた取組を引き続き支援。
- 市町村ごとの営農再開は、避難指示解除の時期や帰還状況（居住率）により、営農再開割合に差が出ており、特に帰還困難区域がある町村の営農再開に遅れ。



市町村名	避難指示解除時期	居住率(居住者数)(令和7年3月)	営農再開の状況			
			営農休止面積(ha)	再開面積(令和7年3月)(ha)	再開割合(%)	【参考】休止面積のうち帰還困難区域内の農地面積(ha)
広野町	—	90% (4,076人)	269	240	89.2	0
田村市(都路地区)	H26.4. 1	87% (189人)	893	625	69.9	0
川内村	H26.10. 1	84% (1,853人)	605	356	58.9	0
楢葉町	H27. 9. 5	70% (4,480人)	585	448	76.6	0
葛尾村	H28. 6.12	38% (460人)	398	184	46.3	23
南相馬市全域	—	95% (52,799人)	7,289	5,213	71.5	2
うち小高区	H28. 7.12	65% (4,315人)	2,581	1,155	44.7	0
川俣町(山木屋地区)	H29. 3.31	53% (322人)	375	273	72.8	0
飯館村	H29. 3.31	34% (1,506人)	2,330	771	33.1	147
浪江町	H29. 3.31	16% (2,274人)	2,034	670	32.9	703
富岡町	H29. 4. 1	23% (2,616人)	861	297	34.5	288
大熊町	H31. 4.10	9% (900人)	936	63	6.7	817
双葉町	R 2. 3. 4	4% (184人)	723	4	0.6	688
合計			17,298	9,145	52.9	2,668

・営農休止面積は2010年世界農林業センサスより整理。

うち帰還困難区域内の農地面積は、R6年7月福島県による市町村からの聞き取り。

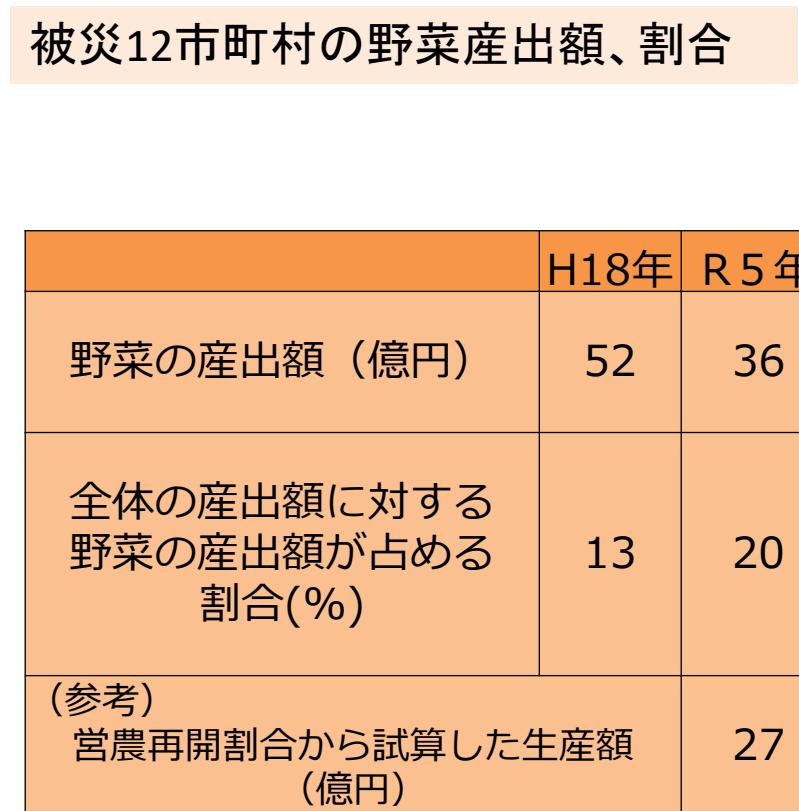
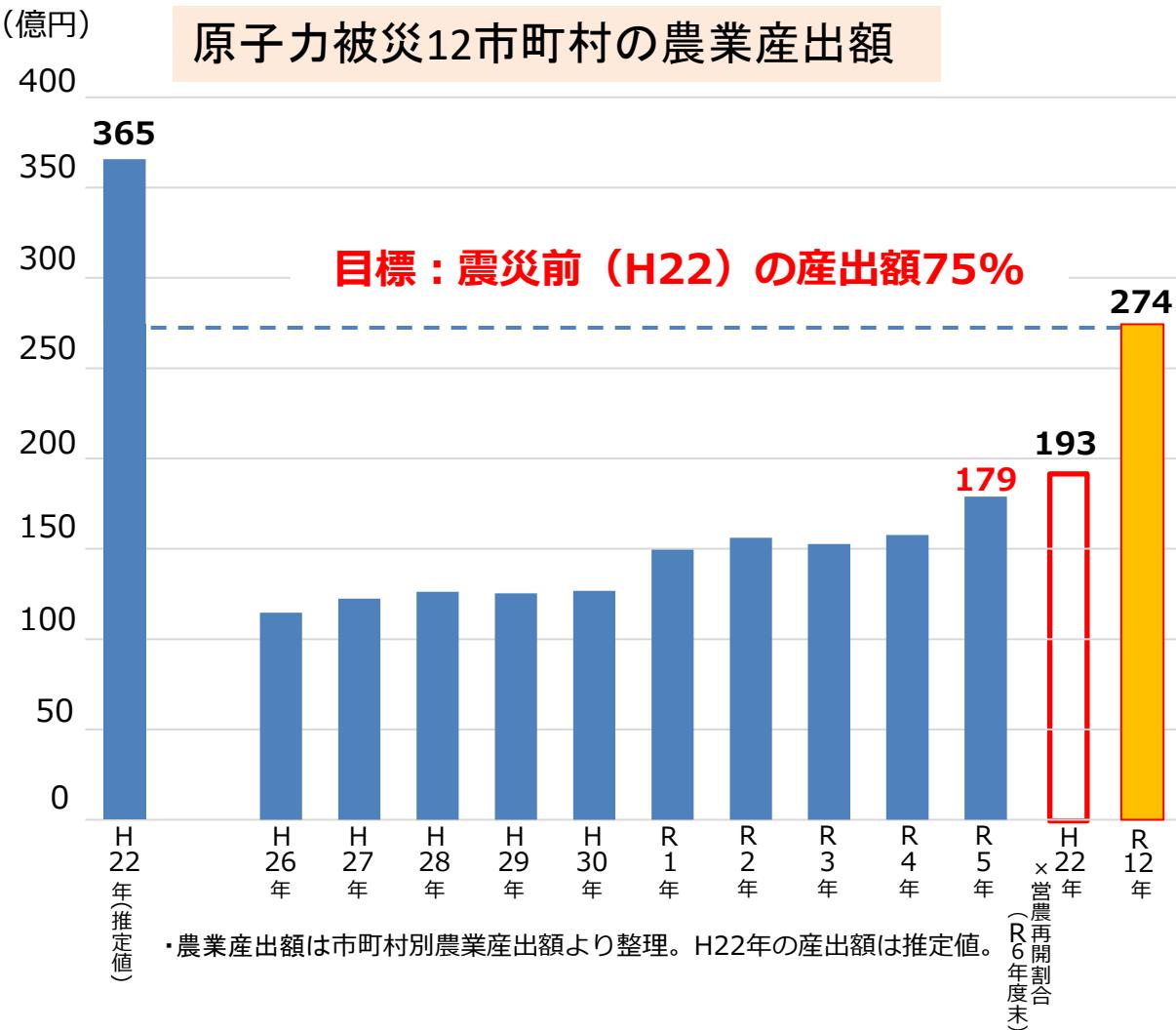
・再開面積は福島県調べ。小数点以下を四捨五入しており、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

・再開割合は営農再開面積(R7.3)／営農休止面積。帰還困難区域内の面積には、特定復興再生拠点区域内の農地を含む。

# 原子力被災12市町村の農業産出額

MAFF

- 原子力被災12市町村の農業産出額は震災前に比べて、約5割まで回復（H22年：365億円、R5年：179億円）しているが、営農再開割合に見合った産出額になっていない。
- しかしながら、野菜の産出額は、営農再開割合以上に増え、震災前と比べて全体に対する割合が増加、地域の生産構造に変化。



・野菜の農業産出額は市町村別農業産出額より整理。

# 原子力被災12市町村における農業の再建に向けた取組

MAFF

- 令和7年6月に「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」が閣議決定。
- 令和12年度末までに営農可能面積の75%に当たる約11,000haの営農再開目標を実現
- 市町村を越えた広域的な産地としての再構築、地域農業の次世代の担い手の育成・確保、省力的かつ稼げる農業生産体系を構築。

## 「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（一部抜粋）

### ○ 営農再開の加速化

残された課題を的確に捉え、将来像を見据えた地域計画等に基づき、営農再開の加速化を図る。第3期復興・創生期間において営農可能面積の75%に当たる約11,000haの営農再開目標の実現に向けた地元の取組を支援。

### ○ 市町村を越えた広域的な産地形成

個々の経営体による点的な再開に留まらず、市町村を越えた広域的な産地として再構築。

### ○ 農地の集積・大区画化、外部参入による地域農業の次世代の担い手の育成・確保

担い手の確保が課題となっていることから、福島復興再生特別措置法に基づく農地集積の特例措置等も活用しながら、更なる農地の集積・集約化、大区画化や施設整備等のハード事業を進め、外部からの参入も含め、地域農業の次世代の担い手の育成・確保を図る。

### ○ 省力的かつ稼げる農業生産体系の構築

ロボットトラクタ等の公道走行の実現に向けた課題の解決を含め、F-REI や福島イノベーション・コスト構想の取組も通じ ICT 等の先端技術を活用したスマート農業の推進・定着を進めるとともに、麦・大豆の導入や、野菜価格安定制度の特例の措置等による加工・業務用野菜等の高収益作物の生産拡大を進め、省力的かつ稼げる農業生産体系を構築。

### ○ これらの取組により、農業における全国共通の課題解決に資するモデルを構築。

# 農地の大区画化・利用集積の加速化により大規模営農の展開を推進

MAFF

- 福島再生加速化交付金等による農地の大区画化を進めるとともに、地域計画の策定や福島復興特別措置法により担い手への利用集積を加速化。生産性の高い大規模営農の展開を推進。

## 農地の大区画化

大区画化等に取り組む (ほ場整備対象面積)	うち整備済み農地 (R6年度末)
4,245ha	2,754ha



### ①福島再生加速化交付金(ほ場整備)

実施状況	地区数	面積
ハード完了	10 地区	1,132 ha
ハード実施中	39 地区	2,649 ha
調査計画着手	4 地区	180 ha
地元調整中	5 地区	231 ha
計	58 地区	4,192 ha

### ②東日本大震災復興交付金(ほ場整備)

実施状況	地区数	面積
ハード完了	1 地区	53 ha
計	1 地区	53 ha

- 帰還困難区域
- 旧避難指示区域
- 旧緊急時避難準備区域

\*実線は、現時点での避難指示が継続中の区域

凡 例
ハード完了地区
ハード実施中地区
調査計画着手地区
地元調整中地区

出典：「ふくしまの農業・農村の復興のあゆみ」



## 農地の利用集積

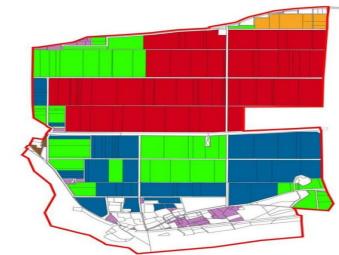
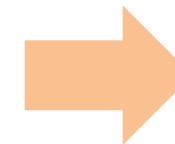
### \*地域計画の策定状況（令和6年度末）

双葉町を除く、11市町村で99地区策定

\*地域計画とは農業者や地域の方々の話合いを作る、将来の農地利用の姿を明確化した地域農業の設計図



地域計画策定に向けた地区座談会



目標地図（浪江町）

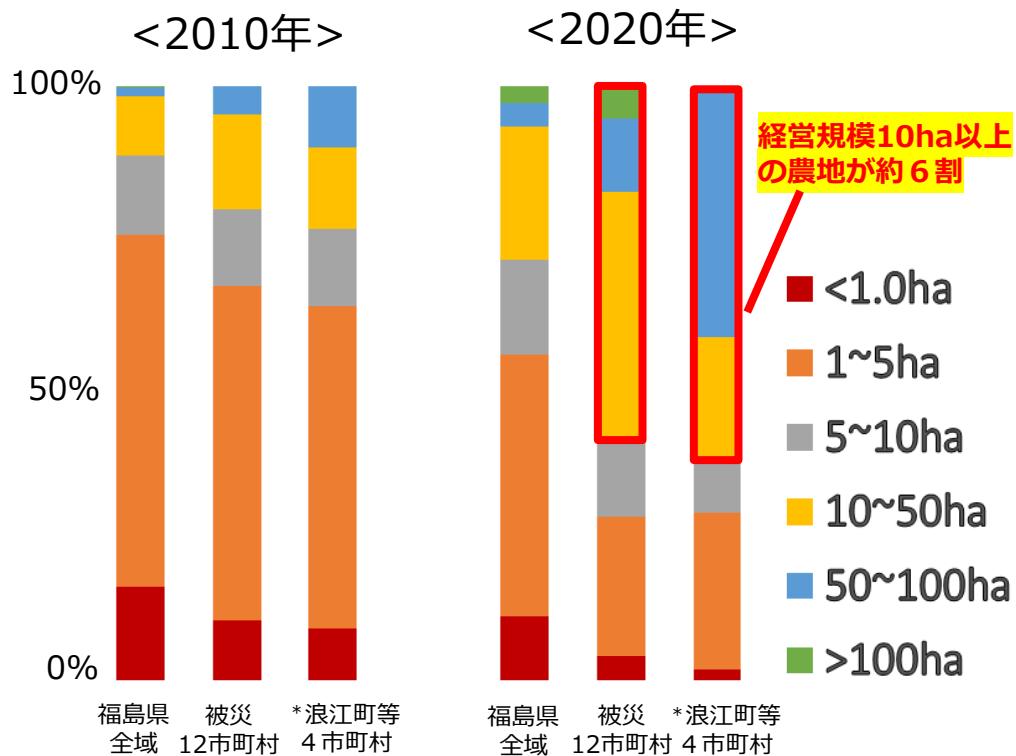
出典：浪江町HP

### ○ 農地の転貸面積

- 被災12市町村における農地中間管理機構を活用した転貸面積は4,152ha(令和6年度末)。
- 福島復興特別措置法の特例措置を活用し、南相馬市等の\* 8市町村では累計約3,400haの賃借権等を設定(令和7年12月末現在)
- \* 避難区域のうち、実績があったのは南相馬市、広野町、川内村、川俣町、田村市、飯館村、葛尾村、浪江町の8市町村

- その結果、経営規模別農地面積の割合は、10ha以上の経営体の農地が約6割まで拡大、さらに再開が遅れた地域では50ha以上の経営体の農地が約4割と、県内で規模拡大が最も進んだ地域に変貌。
- 浜通りでは、短期間で県内でもトップクラスのメガファームが誕生し、集約した農地での効率的な農業の展開に向け、麦・大豆の2年3作体系やスマート農機を導入した大規模経営体が出現。
- また、条件が厳しい中山間地域でも、行政主導で公社が農地を大規模に集積。

## 経営規模別農地面積の割合



## 主な大規模経営体

南相馬市	
(有) 高ライスセンター	(株)紅梅夢ファーム
経営規模 (県内トップクラス) 計245ha (水稻120ha、 小麦64ha、大豆61ha )  水稻乾田直播種作業	経営規模 (県内トップクラス) 計200ha (水稻144ha、 大豆39ha、その他17ha )  スマート農業技術の活用
浪江町	飯館村
(同) アンベファーム	(一財) 飯館村振興公社
経営規模 69ha (水稻32ha、大豆21ha、 その他16ha)  WCS用稻	経営規模 43.8ha (水稻 (主食用米) 4.5ha、 水稻 (飼料用米) 39.3ha)  公社の様子

出典：2010年農林業センサス、2020年センサス

\*再開が遅れた地域のうち、大熊町、双葉町を除く地域（南相馬市小高区、富岡町、浪江町、飯館村）

# 加工・流通事業者のニーズに対応し得る競争力の高い広域的な産地形成

MAFF

- 福島再生加速化交付金によるカントリーエレベーターなど農業の基幹施設に加え、福島県高付加価値産地展開支援事業により加工・流通事業者と連携し農産物の付加価値を高める加工施設等を整備。さらに、地域の基幹産業であった畜産の再生に向け大規模牧場等を整備。
- これら施設の活用率向上、市町村を越えた広域的な連携の下での生産拡大の取組により、長期安定出荷やサプライチェーンの再構築等の加工・流通事業者のニーズに対応し得る競争力の高い産地の形成を推進。

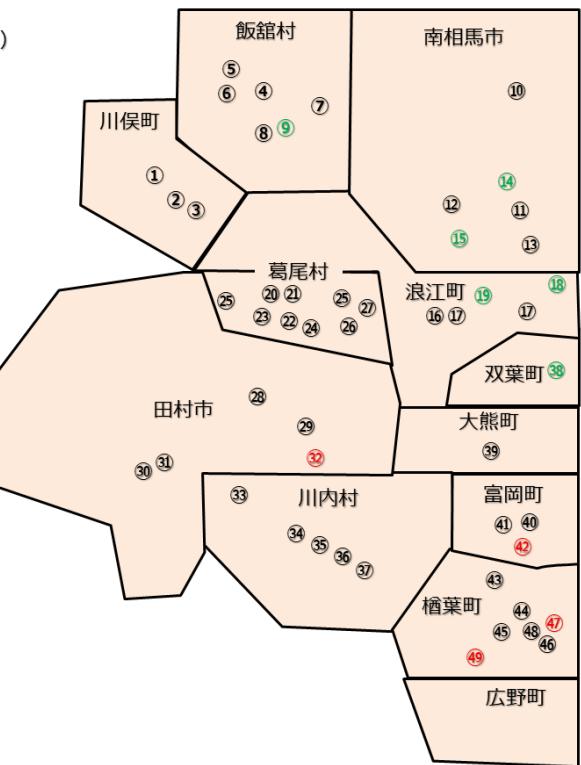
川俣町  
 ① ライスセンター(R3)  
 ② 花き（アンシリウム）栽培施設(R1)  
 ③ 粗飼料保管倉庫6か所(R1)

飯館村  
 ④ ライスセンター(R2)  
 ⑤ そば乾燥調製施設(H29)  
 ⑥ 花き栽培施設(H30)  
 ⑦ 養豚施設(R3)  
 ⑧ 繁殖牛飼育施設2か所 (R2)  
 ⑨ 水稻育苗施設 (R8)

南相馬市  
 ⑩ カントリーエレベーター(R3)  
 ⑪ カントリーエレベーター(H30)  
 ⑫ 園芸団地(R5)  
 ⑬ ライスセンター2か所(R4)  
 ⑭ 園芸作物集出荷施設(R8)  
 ⑮ 複合型園芸施設 (R9)

浪江町  
 ⑯ 水稻（タマネギ）育苗施設(R4)  
 ⑰ カントリーエレベーター、  
 米ラック式低温倉庫2か所 (R3)  
 ⑱ 大規模酪農牧場(R7)  
 ⑲ 野菜等集出荷貯蔵施設 (R8)

葛尾村  
 ⑳ 水稻育苗施設(R4)  
 ㉑ ライスセンター(R3)  
 ㉒ 米自動ラック式倉庫(H29)  
 ㉓ そば大豆乾燥調製施設(R2)  
 ㉔ 胡蝶蘭栽培施設(H29)  
 ㉕ 肥育素牛生産施設 3 か所(R5)  
 ㉖ 酪農施設(R6)  
 ㉗ 養鶏施設(R1) 注：黒字は、福島再生加速化交付金により整備されたもの（第51回まで）。緑字は計画・建設中のもの。  
 赤字は、福島県高付加価値産地展開支援事業により整備されたもの。



田村市  
 ㉙ 米自動ラック式低温倉庫、  
 ライスセンター(R3)  
 ㉚ ライスセンター(R3)  
 ㉛ さつまいも貯蔵施設(R3)  
 ㉜ 農産物振興施設 (R7)  
 ㉝ 乳肉複合型種畜供給牧場 (R7)

川内村  
 ㉞ ワイン醸造施設(R3)  
 ㉟ ライスセンター4か所(R1)  
 ㉟ 米自動ラック式低温倉庫(H29)  
 ㉟ 工ゴマ搾油施設(H30)  
 ㉟ いちご栽培施設(R2)

双葉町  
 ㉟ 養液栽培施設(R8)

大熊町  
 ㉟ いちご栽培施設(H30)

富岡町  
 ㉟ カントリーエレベーター(R3)  
 ㉟ たまねぎ集出荷施設(R5)  
 ㉟ 野菜カット工場(R5)

楢葉町  
 ㉟ トマト栽培施設(R2)  
 ㉟ カントリーエレベーター、  
 米ラック式低温倉庫(H30)  
 ㉟ 水稻育苗施設(H30)  
 ㉟ さつまいも貯蔵施設(R1~2)  
 ㉟ さつまいも高品質苗供給施設(R4)  
 ㉟ 特産品開発センター(R5)  
 ㉟ パックご飯工場(R5)



㉟ カントリーエレベーター  
 (南相馬市)



㉟ 大規模酪農牧場  
 (浪江町)



㉟ たまねぎ集出荷施設  
 (富岡町)



㉟ さつまいも貯蔵施設  
 (楢葉町)



㉟ 野菜カット工場  
 (富岡町)



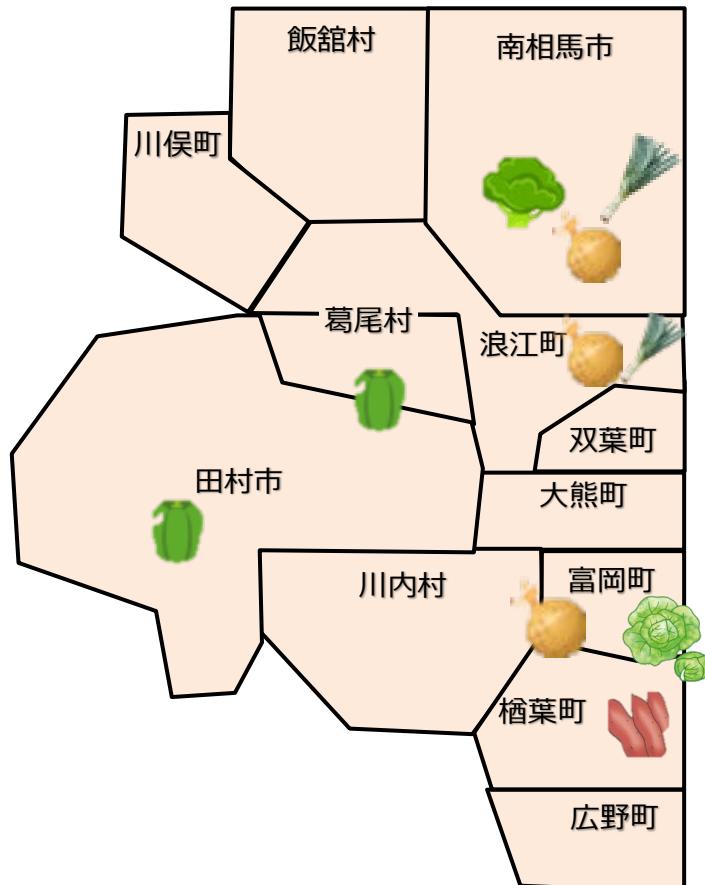
㉟ パックご飯工場  
 (楢葉町)

# 地元農業者による加工・流通事業者のニーズに対応した生産の拡大

MAFF

- 稲作中心だった被災地域において、加工・流通事業者の進出を契機に、地域の農業者の意識が変化し、園芸作物生産に取組む部会が設立され、ブロッコリー、ネギ、タマネギ、かんしょ、ピーマンの産地形成に取り組む。
- 野菜生産出荷安定法に基づきタマネギが相双地域（浪江町等 6 市町）で初めて指定産地に認定。

## 園芸作物の生産状況



## 地元の農業者による生産拡大

南相馬市	浪江町
南相馬市ブロッコリー生産部会	浪江町タマネギ生産組合
作付面積 84ha、約261t出荷 農家数 43名 * 南相馬市は令和5年のブロッコリーの産出額が県内1位	作付面積 14ha 農家数 11名 * 浪江町は令和3年度に野菜指定産地に指定
ブロッコリー作付	タマネギ作付
楢葉町	田村市
楢葉町甘藷生産部会	田村市ピーマン専門部会
作付面積 28ha 農家数 47名 * 生産されたかんしょは(株)福島しろはとファームの貯蔵施設に出荷。	作付面積 20ha 農家数 200名 * JA福島ギガ団地構想に位置づけ
かんしょ作付	ピーマン選果作業

- 県域の福島県農業経営・就農支援センターの取組に加え、福島県営農再開支援事業による相双就農ポータルサイトの運営などの新規就農者の確保に向けた様々な取組を実施。
- その結果、被災12市町村の新規就農者数は年々増加、6年間で300名以上が就農。
- さらに、自治体による新規就農者施設の整備・運営、JAのトレーニングファームにおける就農者の営農技術習得など育成に向けた取組も始まっている。

## 新規就農者の確保に向けた取組

### ○福島県農業経営・就農支援センター

- ・令和5年4月に、就農から経営発展まで幅広い相談に対応する総合相談窓口として開設。
- ・経営相談に係る重点支援  
経営改善の支援や認定新規就農者への伴走支援。  
福島全域では441件のうち、相双地域では17件  
(令和6年度実績)



相双就農ポータルサイト

### ○相双就農ポータルサイト

- ・相双地域を対象とした就農支援サイト
- ・短期農業体験（30農家で受け入れ）
- ・農業法人による農業体験（9法人で受け入れ）  
相双地域の農業法人と直接雇用契約を結ぶ  
お試し就農体験



農業体験

### ○被災12市町村の新規就農者数

令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	計
28名	42名	46名	66名	61名	78名	321名

出典：福島県農業経営・就農支援センター調べ。

注1：田村市は都路地区以外、南相馬市は小高地区以外、川俣町は山木屋地区以外も含む。

## 新規就農者の育成に向けた取組

### ○みらい農業学校（南相馬市）

- ・開校時期：令和6年4月（市が運営委託）
- ・受講生：令和6年度15名（市内1名、市外14名）  
令和7年度8名（市内2名、市外6名）
- ・概要：南相馬市は廃止された幼稚園を福島再生加速化交付金により改修。学校での座学の他、雇用就農を通じた新規就農拡大に向け、市内法人でのインターン実習をカリキュラムに位置づけて運営。  
卒業生13名のうち、4名が南相馬市の法人に就農。



施設外観

### ○小高園芸団地（南相馬市）

- ・概要：福島再生加速化交付金により整備したきゅうり等の栽培及び集出荷施設を活用。令和5年度から、地元JAが福島県型トレーニングファームと位置づけ、新規就農者の営農技術習得を実施。

令和6年度みらい農業学校卒業生1名雇用。



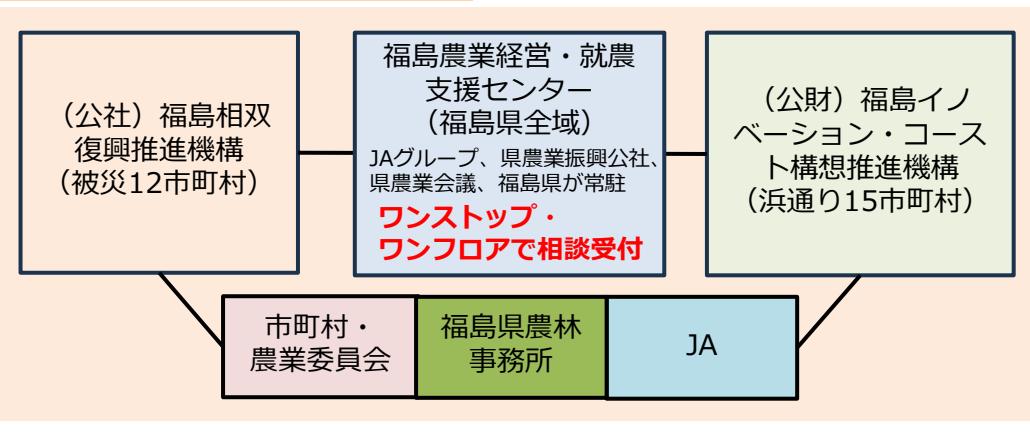
作業風景

# 担い手不足の解消、新たな農業の展開に向けた地域外からの法人参入

MAFF

- 地域の農業者の避難、高齢化により、担い手の確保が深刻な課題となっている中、地域外からの法人参入について、県・市町村・JA・福島相双復興推進機構等関係機関が連携し、各種事業を活用して支援。
- その結果、県内外から浜通りの気象条件を活かした野菜のリレー出荷や、まとまった農地での大規模生産を目指して他の地域のトップクラスの法人も含め、32法人が参入。これら法人による園芸作物の生産拡大は、加工施設等の整備とあいまって、地元農業者の園芸作物の生産拡大につながるなど好循環を生みつつある。

## 法人参入の支援体制



## 地域外からの法人参入例

檜葉町	富岡町
(株)福島しろはとファーム 本拠地：茨城県行方市 (白ハト食品工業グループ) 経営規模：30ha (かんしょ) 参入時期：平成29年	(株)つくば良農 本拠地：茨城県つくば市 経営規模：16ha (キャベツ、たまねぎ等) 参入時期：令和5年
 かんしょ作付	 キャベツ収穫
浪江町	双葉町
(株)なかた農園 本拠地：福島県郡山市 経営規模：18ha (長ねぎ、青ねぎ) 参入時期：令和4年	(有)安井ファーム 本拠地：石川県白山市 経営規模：4.4ha (ブロッコリー、キャベツ、たまねぎ) 参入時期：令和6年
 長ねぎ作付	 ブロッコリー作付

- 福島国際研究機構（F-REI）において、超省力生産システムの確立等の超省力・高付加価値で持続可能な先進農業を実現するための技術開発・実証研究や、福島県浜通り地域での先端技術の現地実証及び成果の社会実装を実施。
- 農林水産分野の先端技術展開事業において、被災地域の状況変化等に起因して新たに現場が直面している課題の解消に資する現地実証や社会実装に向けた取組を推進。

## 福島国際研究教育機構(F-REI)の取組

### ＜農林水産業分野の研究内容＞

- 土壌を軸とした作物育成に関する研究と栽培技術の開発・実装
- 土地利用型農業における超省力生産技術に向けた技術開発・実証
- 地域資源活用に向けた新素材等の開発・実証
- 持続的農林水産業創成に向けた技術調査・研究／研究成果の社会実装

### ＜研究例＞



複数ほ場を自律的に移動・作業する完全無人自動走行システムを構築

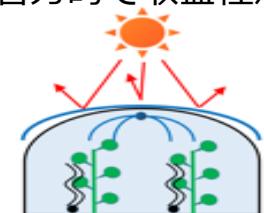


経験頼みだった有機物の効用を解明し、気候変動に強い作物生産を実現

## 農林水産分野の先端技術展開事業

### ＜現地実証研究＞

- キュウリ栽培での高温対策技術や、各種雑草の対策診断ツール等を用いた省力的で収益性が高い栽培体系を実証。  
(農研機構、岩手県農業研究センターほか)



キュウリの大規模施設栽培

### ＜社会実装促進＞

- 工コー画像と枝肉画像のAI解析により、生育途中で肉質を推定する技術。  
(福島県農林水産部農業振興課福島県農林事務所、福島県農業総合センターほか)



AI肉質診断

# スマート農業技術の活用を推進

MAFF

- 労働力不足の解消に向けて、スマート農業技術の活用による投下労働時間の削減等を実証し、産地形成につなげた事例も存在。
- また、令和6年に公布・施行したスマート農業技術活用促進法に基づく生産と開発に関する認定制度による税制・金融等の支援措置や、各種予算事業等を通じて、スマート農業技術の活用を推進。

水稻	露地野菜
(株)紅梅夢ファーム	(株)吉野家ファーム福島
本拠地：南相馬市 経営面積：計200.4ha 水稻144.3ha、大豆39ha、 なたね14.9ha、タマネギ0.5ha、 子実用とうもろこし1.7ha 実証内容：非熟練労働力を活用しつつ高水準で均質な農産物の生産と規模拡大を実現する技術体系を実証し、非熟練者でも栽培技術を早期に習得を可能とするスマート一貫体系による営農を実現。	本拠地：白河市 経営面積：計59.8ha 水稻49.5ha、畑10.3ha(キャベツ、白菜、白ねぎ、青ねぎ、タマネギ) 実証内容：スマート農機の活用による労働削減効果を実証した結果、収穫作業に必要な作業人数や労働時間が削減された。 (R7年9月にはスマート農業技術活用促進法に基づいた生産方式革新実施計画の大蔵認定を取得。)
 ロボットトラクタ	 農業用ドローン
 キャベツ収穫機	 直進アシストトラクタ

- 営農再開を加速するため、令和2年4月から被災12市町村に対し、農政局からの職員を基本に1名ずつ派遣。また、地域の実情等により双葉町と飯館村に農業土木職員を出向。(合計13名)
- 市町村担当チームを支援する技術職員4名等からなるサポートチーム(15名)を設置。令和3年4月から富岡町に事務所を集約。

## 市町村担当チーム

- ・ 営農再開を加速化するため、農政局からの職員を基本に、1名ずつ職員を派遣。  
(田村市を除く。南相馬市は出向。他は駐在)
- ・ 基盤整備について、上記とは別に、地域の実情等を踏まえ、双葉町と飯館村に、農業土木職員を各1名派遣（出向）。

## サポートチーム

- ・ 技術職員（農学、農業土木）4名等からなる合計15名のチームを構成。令和3年4月から富岡町に事務所を集約。
- ・ さらに、畜産、用地、農地中間管理機構、農業土木の知識を有する職種の東北農政局本局職員4名を兼務させて配置。

## 活動事例

### 震災により中断したゆず生産の振興（双葉町）

- ・ 双葉町では、震災によりゆずの生産は中断。
- ・ 派遣職員は、ゆずの再生産を目指「双葉町ゆず生産振興組合」の設立（令和6年8月）に携わり、毎年、剪定の勉強会等を開催。勉強会では作業性や安全性を高めるため低木化を推進。
- ・ 海外での需要が見込まれるゆず加工品の輸出に向け、関係団体との調整を実施



ゆずの整枝・剪定に関する勉強会

### トマトの養液栽培施設整備に向けた取組（双葉町）

- ・ 双葉町では、中田地区の農業再生を「先端農業への挑戦」と位置付け、世界トップクラスの収量を実現するトマトの養液栽培施設の整備を計画。
- ・ 派遣職員は、令和8年度の施設整備を目指し、JA等の関係機関との協議、調整を進め、実施計画の策定等の業務を支援。
- ・ 栽培施設は、約1haの温室の他、作業棟を整備し、令和9年4月からの栽培開始を予定。



栽培施設のイメージ  
(画像提供: 双葉町)

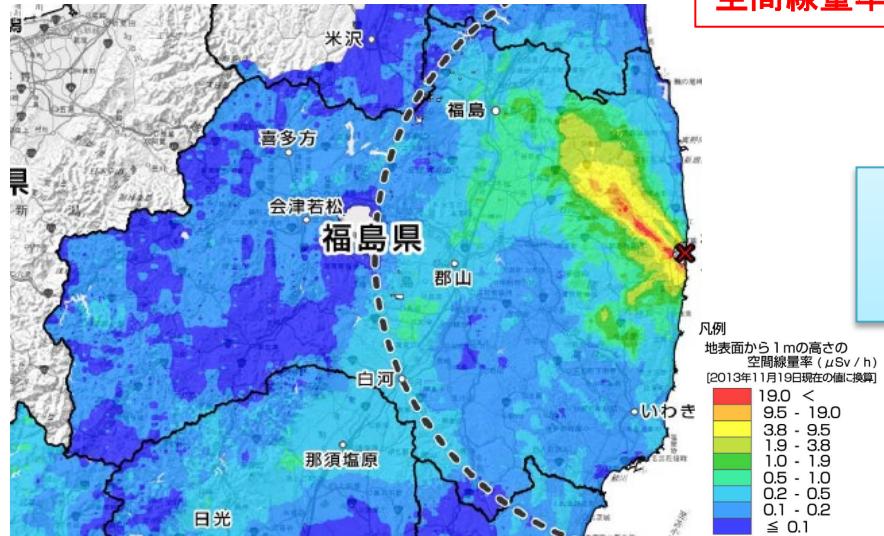
③福島県における  
原子力災害からの復旧・復興  
(林業)

# 空間線量率及び放射性セシウムの蓄積量の推移

MAFF

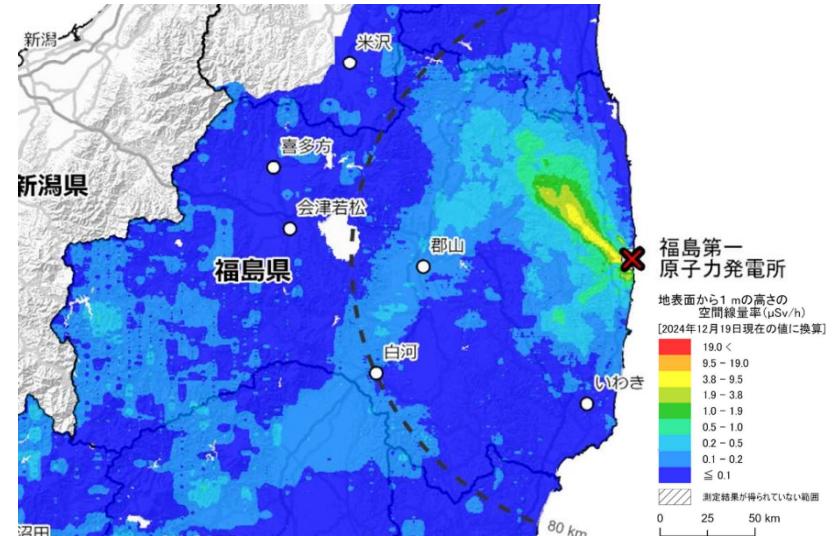
## 福島県における空間線量率の分布

事故32ヶ月後(2013年11月19日時点)



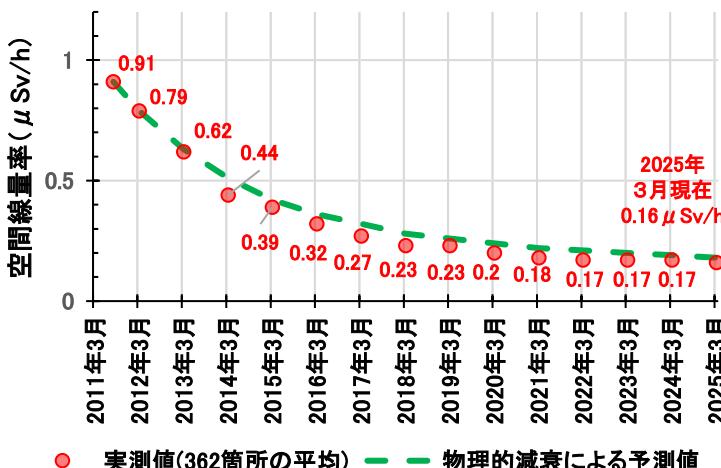
時間の経過と共に  
空間線量率は低減

事故165ヶ月後(2024年12月19日時点)



出典:原子力規制委員会「福島県及びその近隣県における航空機モニタリングの測定結果について」

## 福島県の森林の空間線量率の推移

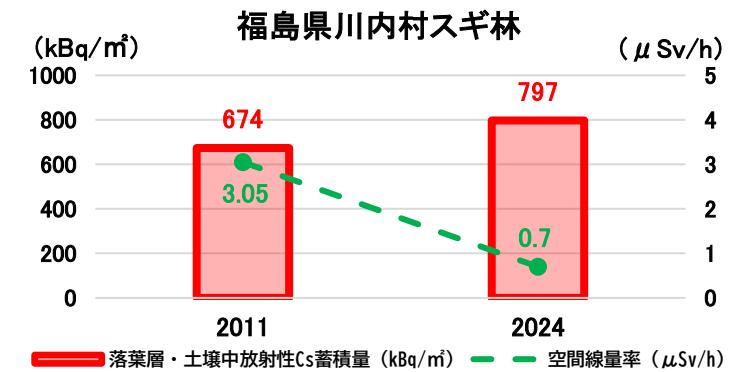


今後の空間線量率  
の減少は緩やか

放射性物質 の種類	物理学的 半減期
セシウム134	2.1年
セシウム137	30年
ヨウ素131	8日
プルトニウム239	2.4万年

## 地中の放射性セシウムの蓄積量と空間線量率の推移

空間線量率は低減し、樹木の枝葉等に付着した放射性セシウムが土壤に移動し、滞留



出典:福島県「森林における放射性物質の状況と今後の予測について」(2024年度)

出典:林野庁「森林内の放射性セシウムの分布状況調査結果について」(2024年度)

# 森林・林業の再生に向けた取組の現状

MAFF

- 福島の森林・林業の再生に向け、復興庁・農林水産省・環境省で取りまとめた「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組（平成28年3月9日）」及び「「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」（令和7年6月20日閣議決定）に基づき、放射性物質を含む土壌の流出を防ぐための間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策（ふくしま森林再生事業）や、しいたけ原木等生産のための広葉樹林の計画的な再生に向けた取組等を推進。また、帰還困難区域内の森林整備の再開に向け、作業者の安全・安心の確保のための森林作業ガイドラインを策定、整備が必要な森林の把握などの条件整備を実施中。

## 福島の森林・林業再生に向けた総合的な取組（概要）（平成28年3月9日）

### I. 森林・林業の再生に向けた取組

#### 1. 生活環境の安全・安心の確保に向けた取組

- 住居等の近隣の森林の除染を引き続き着実に実施（環境省）

#### 2. 住居周辺の里山の再生に向けた取組

- 避難指示区域（既に解除された区域も含む。）及びその周辺の地域において、モデル地区を選定し、里山再生を進めるための取組を総合的に推進し、その成果を的確な対策の実施に反映（令和2年度より里山再生事業として実施）（復興庁、内閣府、林野庁、環境省）

#### 3. 奥山等の林業の再生に向けた取組

- 間伐等の森林整備と放射性物質対策を一体的に実施する事業や、林業再生に向けた実証事業などを推進（林野庁）

## 「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について（抜粋）

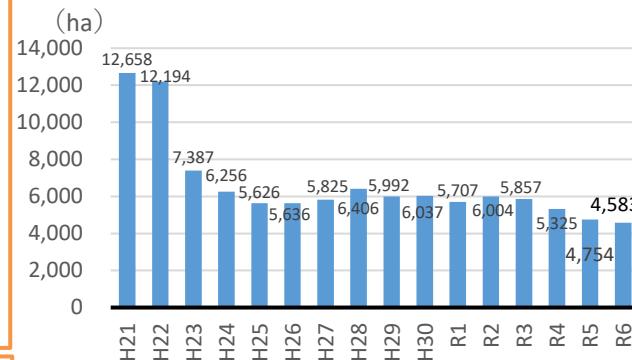
### 1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組

（令和7年6月20日閣議決定）

#### （1）原子力災害被災地域 ⑥農林水産業の再建

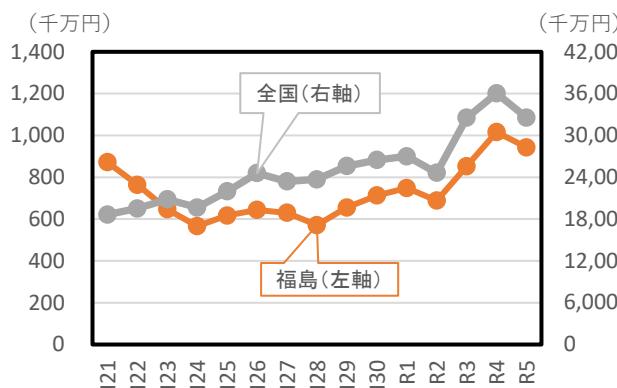
- 森林・林業分野では、福島等の森林・林業の再生に向けて、放射性物質モニタリングや各種実証等による知見の収集、放射性物質を含む土壌の流出を防ぐための間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策、里山再生事業、良質な原木や原木しいたけ等の産地再生に向けた取組を進める。特に、しいたけ原木等の生産のための里山の広葉樹林について、その森林の生育状況や放射性物質の動態等に留意しつつ、伐採・更新による循環利用が図られるよう計画的な再生に向け取組を推進する。また、木材製品等に係る安全証明、バイオマス発電施設の活用を含むバーク等の滞留対策や有効利用、中高層公共建築物における福島県産材の活用に向けた公共建築物の建設予定に係る情報や大断面集成材等の製品情報の関係省庁間での共有等、木材産業の再生に向けた取組を推進する。さらに、帰還困難区域内の森林整備の再開に向けて、作業者の安全・安心の確保のためのガイドラインの策定や、整備が必要な森林等の把握、木材の検査方法の運用見直しなどの条件整備を進めた上で、早期に間伐や路網といった具体的な整備目標を定め、本格的な復旧に着手する。その際、福島県、関係市町村、林業関係団体等との連携及びリスクコミュニケーションに取り組む。

## ○福島県の森林整備面積の推移



出典:福島県資料

## ○林業産出額(木材生産)の推移



出典:農林水産省統計部「林業産出額」

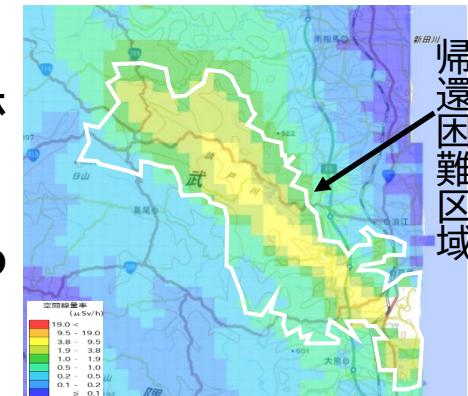
# 福島の森林・林業再生に向けた森林作業ガイドラインの策定

MAFF

- 令和7年6月に閣議決定された政府の復興基本方針を踏まえ、被ばく線量管理を行う場合の留意事項をまとめた「森林作業ガイドライン」を令和8年1月に策定。

## 〈ポイント〉

- 空間線量率等が一定の基準値※以下の箇所であれば、被ばく線量管理を行わなくても森林整備ができること  
⇒ 帰還困難区域であっても、森林整備が可能な箇所は広く存在
- 空間線量率等が一定の基準値を超える箇所であっても、作業種や作業期間等の組合せの工夫により、安全に作業ができること  
⇒ 森林作業に特化して、着手前、作業中、完了後の具体的な被ばく線量管理手順を記載 作業者の年間被ばく線量を試算するツールも掲載



## ※「一定の基準値」とは？

次の①と②の両方を満たせば、被ばく線量管理は不要

### ①平均空間線量率が $2.5\mu\text{Sv}/\text{h}$ 以下

(平均空間線量率の確認方法)

#### ア 航空機モニタリングのデータで確認

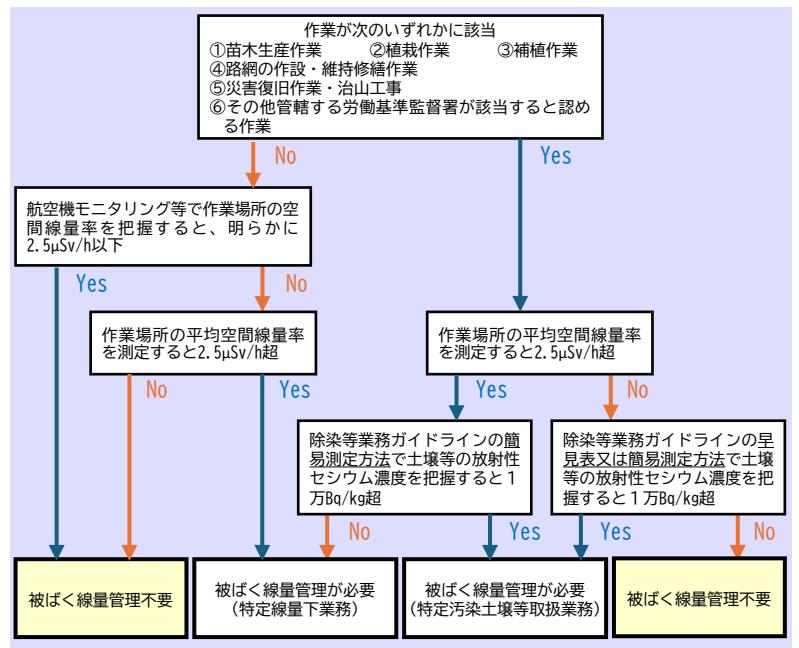
$1.9\mu\text{Sv}/\text{h}$ 超のエリアは、イにより測定

#### イ サーベイメータを用いて測定

(測定方法の例)

- 地上 1 m の高さで測定
- NaIシンチレーション式サーベイメータ等を使用
- 同じ場所で作業を継続するときは、  
2週間につき 1 度測定
- 作業場所の区域の中で $1,000\text{m}^2$ ごとに、最も線量が高いと見込まれる点の空間線量率を少なくとも 3 点測定し、測定結果の平均を使用

### ②土壤等の放射性セシウム濃度が 1 万 Bq/kg 以下



## 森林整備と放射性物質対策

- 放射性物質を含む土壌の流出防止を目的とした、間伐等の森林整備と丸太を活用した土壌流出防止柵の設置などの一体的な取組（福島県においては「ふくしま森林再生事業」として実施）。



間伐と森林管理に必要となる作業道を整備



丸太を活用した土壌流出防止柵の設置

【平成25年度からの累計実績】  
(令和6年度末時点)

- ・間伐等 17,133ha
- ・作業道作設 2,093 km

### 事業実施市町村

平成25年度～	：19市町村
平成26年度～	：11市町村
平成27年度～	：7市町村
平成29年度～	：5市町村
平成30年度～	：2市町村
令和6年度～	：1市町村
計	：45市町村

## 里山・広葉樹林再生

- しいたけ等原木林の計画的な再生に向けて「里山・広葉樹林再生プロジェクト」を県、団体、国が連携して推進。

- 福島県において震災前の原木林10,000haのうち再生すべき原木林5,000haを約20年で伐採・更新。
- 市町村が、再生すべき原木林の面積や実行体制等を定めた再生プランを作成し、令和4年度から本格的に伐採を実施。

### 【令和6年度末現在】

- 再生プラン作成数 24市町村
- 伐採・更新面積 790ha



再生プランに基づくしいたけ等原木林の伐採



しいたけ等原木のぼう芽更新

## 〔対応方針〕

- 福島の森林・林業の再生に向け、間伐等の森林整備と放射性物質対策、里山・広葉樹林再生の取組を引き続き実施。

# 特用林産物の産地再生に向けた取組の現状及び対応方針

MAFF

- 栽培きのこ類については、生産資材の導入支援等を実施するとともに、放射性物質の影響を低減するための栽培管理のガイドライン（H25制定）を徹底。菌床しいたけについては、生産量が震災前の水準に回復。原木しいたけについては、生産量は震災前の3割の水準であるが、出荷制限が指示されている93市町村のうち71市町村で部分的に解除。
- 野生きのこ・山菜等については、出荷制限の解除が円滑に進むよう、平成27年に「野生きのこ類等の出荷制限解除に向けた検査等の具体的運用」により具体的な検査方法や出荷管理について関係都県に通知。これにより、野生きのこ・山菜類等の出荷制限解除も進展。
- 更に、令和3年、原子力災害対策本部が策定する「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」の一部が改正され、出荷制限地域であっても非破壊検査により基準値を下回ることが確認できたものは出荷可能となった。現在は、まつたけ、皮付きたけのこ、なめこ、ならたけ、むきたけ、くりたけ、こしあぶらの出荷制限が解除。

## ○しいたけ生産量

特用林産施設体制整備復興事業対象16県

(単位:トン)

	H22年	H28年	H30年	R2年	R4年	R6年	R6/H22
原木しいたけ	12,220	5,227	4,803	4,504	3,490	2,854	23%
菌床しいたけ	28,154	25,610	26,999	30,650	30,443	29,618	105%
計	40,374	30,837	31,802	35,154	33,933	32,472	80%

出典：農林水産省「特用林産基礎資料」

(参考)全国

(単位:トン)

	H22年	H28年	H30年	R2年	R4年	R6年	R6/H22
原木しいたけ	36,793	25,045	22,595	19,854	16,848	12,415	34%
菌床しいたけ	64,900	63,196	65,600	66,539	65,200	60,556	93%
計	101,693	88,240	88,195	86,393	82,047	72,971	72%

出典：農林水産省「特用林産基礎資料」

## ○しいたけ原木供給量\*

(単位:m<sup>3</sup>)

	H22年	H28年	H30年	R2年	R4年	R6年	R6/H22
全 国	532,254	319,488	275,317	242,239	209,301	153,989	29%
福 島	47,799	755	1,139	1,200	1,030	598	1%

\* 農林水産省「特用林産基礎資料」

しいたけ原木供給量は、伏込原木の合計値。

福島県については、伏込原木の自県内調達分の量と福島県以外の都道府県調達量のうち他県からのしいたけ原木調達内訳の福島県分を合計した値。

## 〔対応方針〕

- 出荷制限など放射性物質の影響が依然として生じている地域においては、生産資材や放射性物質の測定機器の導入支援を継続して実施することにより、原木しいたけ等の特用林産物の産地再生を促進。また、しいたけ原木生産のための里山の広葉樹林については、その森林の生育状況や放射性物質の動態等に留意しつつ、伐採・更新による循環利用が図られるよう計画的な再生に向けた取組を推進。
- 野生きのこ・山菜類については、引き続き、安全性を前提とした上で、旧市町村よりも更に小さい地域区分単位での解除を進めるなどの弾力的な運用を実施。また、非破壊検査の活用による一部解除など、選択肢を増やすことにより、円滑な出荷制限の解除に取り組む。

# 特用林産物の出荷制限の状況

- 食品の基準値（100Bq/kg）の超過に地域的な広がりがある場合、原子力災害対策本部は出荷制限を指示。
- 原木しいたけは6県93市町村、全体では22品目14県196市町村に対して出荷制限を指示。（令和7年11月末時点）

## ■福島県

原木しいたけ（露地栽培）	17市町村
原木しいたけ（施設栽培）	2市町
原木なめこ（露地栽培）	2市
野生きのこ	55市町村
たけのこ	22市町村
くさそてつ	10市町村
くさそてつ（野生）	4市村
ふきのとう（野生）	10市町村
ふき	1村
ふき（野生）	1町
わさび（畑で栽培されたもの）	2市町
たらのめ（野生）	26市町村
こしあぶら	49市町村
こしあぶら（野生）	2町
ぜんまい	11市町村
ぜんまい（野生）	2町村
わらび	5市町村
わらび（野生）	5市町
うわばみそう（みづ）（野生）	1町
うど（野生）	5市町村

## ■青森県

野生きのこ	4市町
■岩手県	
原木しいたけ（露地栽培）	13市町

## 原木くりたけ（露地栽培）

原木くりたけ（露地栽培）	2市
野生きのこ	9市町
たけのこ	3市
こしあぶら	8市町
ぜんまい	3市町
わらび（野生）	3市町

## ■宮城県

原木しいたけ（露地栽培）	21市町村
野生きのこ	7市町
たけのこ	2市町
たらのめ（野生）	1市
こしあぶら	7市町
ぜんまい	2市
ぜんまい（野生）	1町
わらび（野生）	2市町

## ■山形県

野生きのこ	1市
-------	----

## ■茨城県

原木しいたけ（露地栽培）	11市町
原木しいたけ（施設栽培）	3市町
野生きのこ	11市町
こしあぶら（野生）	10市町

## ■栃木県

原木しいたけ（露地栽培）	21市町
原木しいたけ（施設栽培）	9市町
原木なめこ（露地栽培）	10市町

## 原木くりたけ（露地栽培）

原木くりたけ（露地栽培）	17市町
野生きのこ	12市町
たけのこ	5市町
くさそてつ（野生）	3市町
たらのめ（野生）	9市町
こしあぶら（野生）	14市町
さんしょう（野生）	4市
ぜんまい（野生）	3市町
わらび（野生）	5市

## ■群馬県

野生きのこ	12市町村
たらのめ（野生）	7市町村
こしあぶら（野生）	13市町村

## ■埼玉県

野生きのこ	4町
-------	----

## ■千葉県

原木しいたけ（露地栽培）	10市
原木しいたけ（施設栽培）	3市

## ■新潟県

こしあぶら（野生）	4市町
-----------	-----

## ■長野県

野生きのこ	7市町村
こしあぶら	6市町村

## ■山梨県

野生きのこ	3市町村
-------	------

## ■静岡県

野生きのこ	5市町
-------	-----

## 木材の検査体制の整備

- 消費者に安全な木材製品等を供給するため、木材製品等の放射性物質を自動で測定（検知）する装置を開発。原木市場、製材工場等へ設置。
- 原木、木材製品、作業環境等の放射性物質に係る調査・分析を継続的に実施。



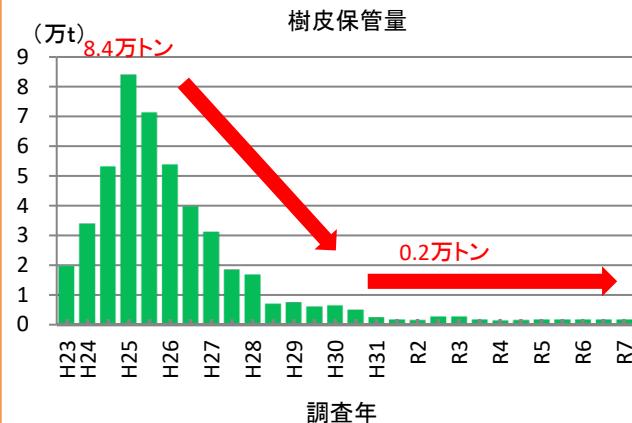
トラックスケール用  
検知装置



製材品等ライン用  
検知装置

## 樹皮（バーク）の処理

- 震災発生後、木材加工の行程で副産物として発生する樹皮が工場内に滞留（ピーク時：8.4万トン）。
- 木材の流通安定化を図るため、樹皮の廃棄物処理施設での焼却、運搬等の費用を立替支援し、現在、樹皮の滞留は解消。

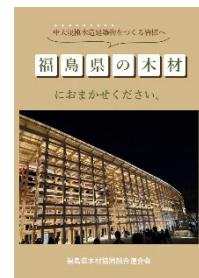


## 福島県産材利用の推進

- 地域の資源を活用したまちづくりを推進し地域の再生を加速化するため、大型の木材加工施設を整備。
- 中高層公共建築物に活用可能な福島県産材のパンフレットを作成し、関係資料とともに、関係省庁等へ提供。



大規模集成材工場「福島  
高度集成材製造センター  
(FLAM)」



福島県産材の  
パンフレット

## 〔対応方針〕

- 帰還困難区域の森林整備の再開により、木材生産量の増加が見込まれる中、木材加工施設等の整備、木材の検査体制の整備、バークの処理の立替への支援を引き続き実施。
- 福島県産材の活用に向けて、関係省庁への福島県産材製品の情報提供等を実施。

④福島県における  
原子力災害からの復旧・復興  
(水産業)

# 福島県における漁業再生に向けた取組

MAFF

- 福島県では令和3年3月まで試験操業を実施。令和6年の水揚量・水揚金額は、震災前と比べ、量で26%、金額で39%に留まっており、今後も水揚げの増加が課題となっている。
- がんばる漁業復興支援事業により、令和5年1月からは沿岸漁業、同年9月からは沖合底びき網漁業及び小型底びき網漁業が水揚量を震災前の5割以上に回復させる取組を実施中。

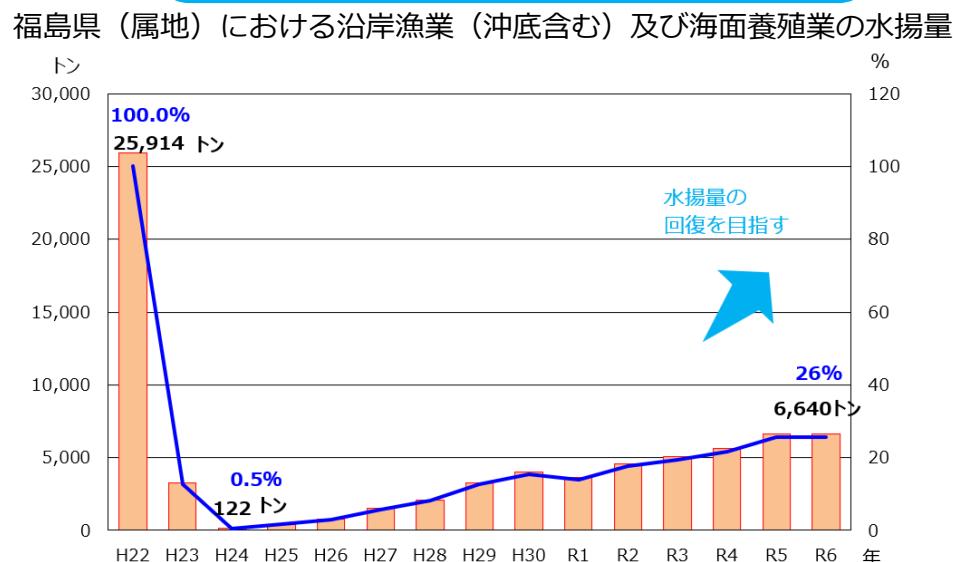
## 震災発生からの経緯

- 震災直後：全ての沿岸漁業及び底びき網漁業の操業を自粛。
- 平成24年6月～：試験操業・販売を実施。
- 令和3年3月：試験操業を終了。
- 令和3年4月～：本格操業への移行期間。水揚拡大を図っている。



### 今後の対応方向

- 目標を定め、計画的に漁獲を拡大
- 価格を支えるための流通・消費の拡大
- 福島県産水産物の魅力を含む様々な情報発信
- 引き続き、がれき撤去の支援を継続



## がんばる漁業復興支援事業

(沿岸漁業及び沖合底びき網漁業)

令和4年認定 1件 (令和5年1月開始)

(相馬市：96隻 (貝かけ網漁業、機船船びき網漁業、沿岸流し網漁業、固定式さし網漁業、沿岸はえ縄漁業、一本釣り漁業、かご・どう・つば漁業、採貝・採藻漁業))

令和5年認定 2件 (令和5年9月開始)

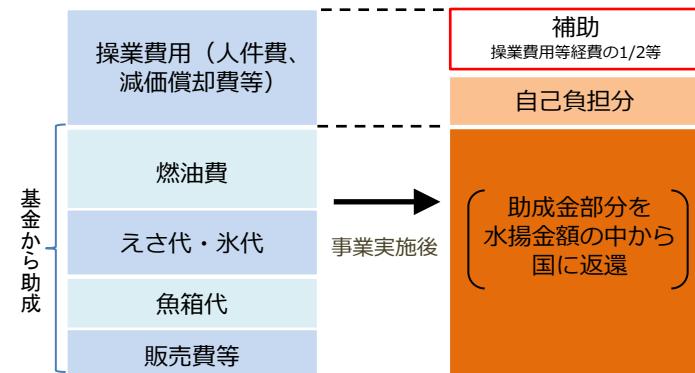
(相馬市：23隻 (沖合底びき網漁業)、いわき市：23隻 (沖合底びき網漁業・小型底びき網漁業))

※上記以外に大中型まき網漁業、サンマ棒受け網漁業による取組も2件実施中。

### 事業概要

地域で策定した復興計画に基づき、震災後の環境に対応し、収益性の高い操業・生産体制の確保や生産量の震災前の5割以上への回復等を目指し、安定的な水産物生産体制の構築に資する事業を行う漁協等に対し、必要な経費（人件費、燃油費、えさ代等）を支援。

### 事業のイメージ



# 震災前以上の収益性の確保を目指す漁業者等の取組を支援

MAFF

- 震災からの速やかな復興のため、「漁業・養殖業復興支援事業（がんばる漁業復興支援事業、がんばる養殖復興支援事業）」を創設。
- 震災前以上の収益性の確保等を目指す漁業者等の取組を支援。

## 【復興計画の認定状況】

令和7年12月末時点：認定152件（漁船漁業：297隻及び40ヶ統、養殖業：1061経営体）

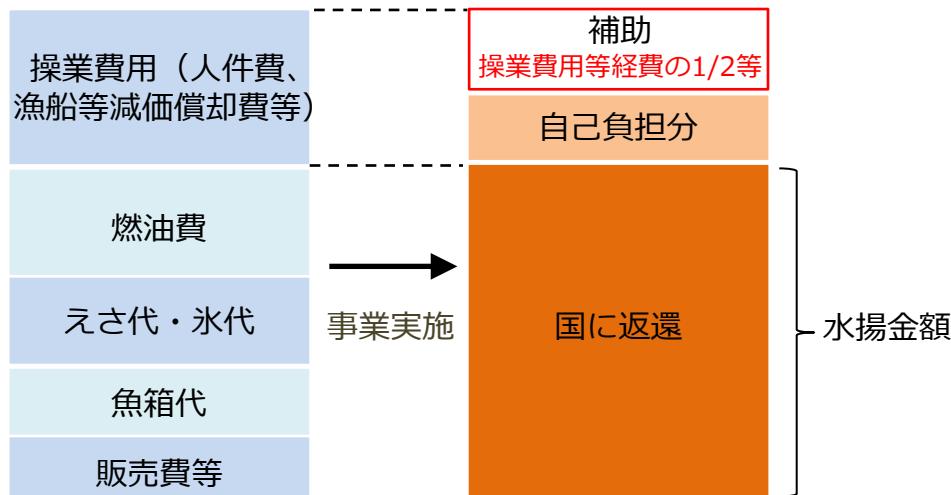
令和6年度（令和6年4月～令和7年3月）の執行額：199億円

## 漁船漁業の場合

### 【事業概要】

地域で策定した復興計画に基づき、震災後の環境に対応し、収益性の高い操業・生産体制の確保等を目指し、安定的な水産物生産体制の構築に資する事業を行う漁協等に対し、必要な経費（人件費、燃油費、え代等）を支援。

### 【事業のイメージ】

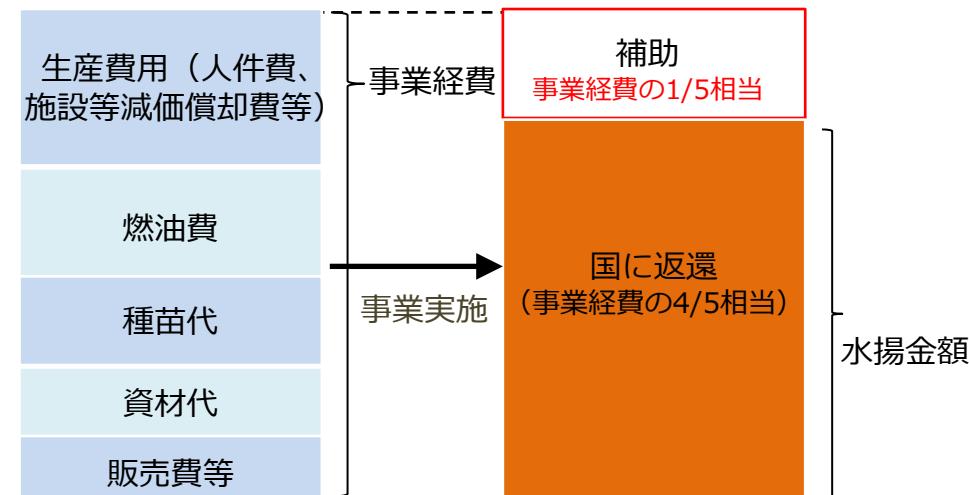


## 養殖業の場合

### 【事業概要】

地域で策定した復興計画に基づき、被災した養殖業者の経営の早期再開及び生産体制の自立を図るとともに、収益性の高い操業・生産体制への転換等に必要な経費（人件費、燃油費、種苗代等）を支援。

### 【事業のイメージ】



## 試験操業の決定の経緯

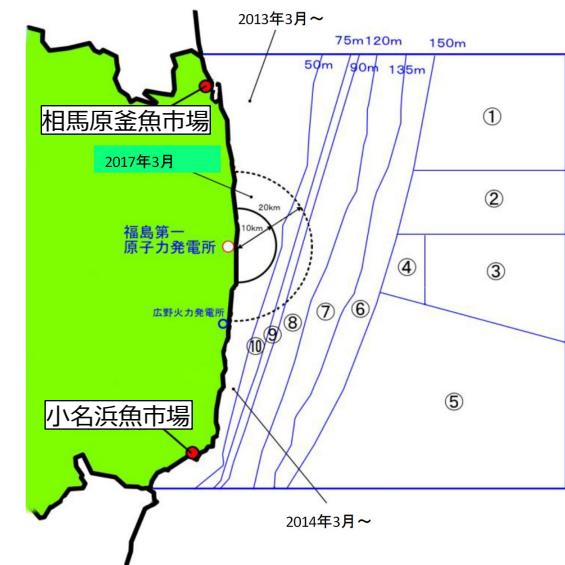
- 福島県によるモニタリング検査で、放射性セシウムの値が基準値（50Bq/kg：自主基準値（国の基準値：100Bq/kg））以下の状態が一定期間続いていることを確認した上で、福島県地域漁業復興協議会及び福島県下漁業協同組合長会で協議し、試験操業の漁業種類、対象種・海域を決定。
- 平成24年6月から、底びき網漁船による3種に絞った試験操業・販売を開始（相馬双葉地区）。
- 平成25年10月から、底びき網漁業による試験操業を開始（いわき地区）。
- 平成29年3月から、東京電力福島第一原子力発電所から半径10km～20kmの水域での試験操業を開始。また、順次、各魚市場で入札による出荷を実施し、漁獲された水産物は、福島県内に加え、仙台、東京等の市場に出荷。
- 令和3年3月までで試験操業を終了。本格操業へ向けた移行期間へと位置づけ、水揚の拡大を図っている。

## 試験操業の漁業種類

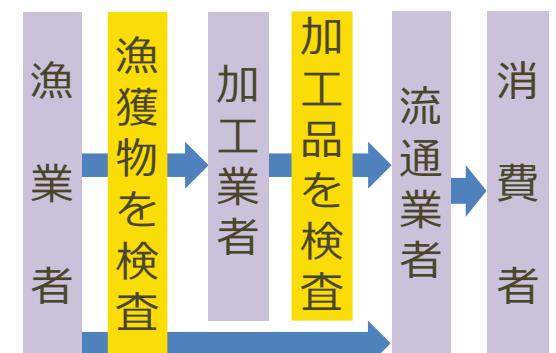
出典：「福島県海面漁業漁獲高統計」、「福島県水産要覧」

沖合底びき網漁業	キアンコウ、ヒラメ、マアナゴ、マコガレイ、マダラ、ミズダコ等	
小型機船底引き網漁業	イシカワシラウオ、コウナゴ(イカナゴの稚魚)、サヨリ等	
貝けた網漁業	ウバガイ、コタマガイ	
機船船びき網漁業	カタクチシラス、マシラス等	
さし網漁業	沿岸流し網漁業	サワラ、ブリ、マサバ等
	固定式さし網漁業	イシガレイ、シロメバル、ヒラメ、マコガレイ等
沿岸はえ縄漁業	アイナメ、スズキ、ヒラメ、マダラ等	
釣り漁業	アイナメ、シロメバル、ヒラメ等	
沖合たこご漁業	シライトマキバイ、ミズダコ、ヤナギダコ等	
沿岸かご漁業（はもかご・どう漁業を含む）	ヒメエゾボラ、ヒラツメガニ、マダコ、ミズダコ等	
採貝・採藻漁業（潜水漁業を含む）	ウニ類、アワビ類	
松川浦養殖	アサリ、ヒトエグサ	

## 試験操業海域の推移（福島県資料から）



## 漁獲物の流れ



（福島県漁連資料から）

# 漁業・養殖業復興支援事業 復興計画認定状況

(令和7年12月末時点)

MAFF

## 青森県

### 【漁船漁業】認定3件(1隻及び2ヶ統)

平成23年 1件(八戸市)  
平成24年 1件(八戸市)  
平成25年 1件(八戸市)

## 岩手県

### 【漁船漁業】認定15件(6隻及び16ヶ統)

平成23年 1件(大船渡市)  
平成24年 3件(宮古市・釜石市、大槌町、大船渡市)  
平成25年 5件(宮古市・釜石市、山田町、田野畠村、大船渡市)  
平成27年 1件(大船渡市)  
平成28年 1件(宮古市・釜石市)  
令和6年 4件(釜石市、陸前高田市、大船渡市)

### 【養殖業】認定43件(492経営体)

平成24年 32件(宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市)  
平成25年 7件(山田町、釜石市、大船渡市)  
平成26年 2件(大船渡市)  
令和7年 2件(大船渡市、陸前高田市)

## 千葉県

### 【漁船漁業】認定2件(3ヶ統)

平成24年 2件(銚子市、九十九里町)

## その他

### 【漁船漁業】認定4件(10隻)

平成23年 1件(北部太平洋大中型まき網・全体計画)  
平成24年 2件(全国さんま棒受網・全体計画、北海道根室市)

平成27年 1件(富山県魚津市)

### 【養殖業】認定2件(19経営体)

平成24年 1件(三重県志摩市)  
平成25年 1件(三重県南伊勢町)



### 【漁船漁業】認定65件、297隻及び40ヶ統 【養殖業】認定87件、1061経営体

※予算額 818億円(平成23年度3次補正)106億円(平成24年度当初)

44億円(令和7年度当初)

## 宮城県

### 【漁船漁業】認定23件(109隻及び1ヶ統)

平成23年 4件(気仙沼市、女川町)  
平成24年 8件(石巻市、気仙沼市、女川町、亘理町)  
平成25年 1件(石巻市)  
平成26年 1件(石巻市)  
平成27年 4件(気仙沼市、女川町、石巻市)  
平成28年 2件(気仙沼市、女川町)  
令和2年 1件(石巻市、塩竈市、女川町)

### 【養殖業】認定40件(537経営体)

平成23年 1件(東松島市)  
平成24年 26件(気仙沼市、南三陸町、女川町、石巻市、東松島市、塩竈市、七ヶ浜町、亘理町)  
平成25年 4件(南三陸町、女川町、石巻市)  
平成26年 1件(県下全域)  
令和5年 1件(石巻市)  
令和6年 4件(塩釜市、東松島市、七ヶ浜町、石巻市)  
令和7年 3件(東松島市、七ヶ浜町、石巻市)

## 福島県

### 【漁船漁業】認定11件(171隻及び7ヶ統)

平成23年 2件(いわき市)  
平成28年 1件(いわき市)  
令和元年 3件(相馬市、いわき市)  
令和4年 1件(相馬市)  
令和5年 2件(相馬市、いわき市)  
令和6年 2件(いわき市)

### 【養殖業】認定2件(13経営体)

令和6年 1件(相馬市)  
令和7年 1件(相馬市)

## 茨城県

### 【漁船漁業】認定7件(11ヶ統)

平成23年 1件(神栖市)  
平成24年 2件(北茨城市、神栖市)  
平成26年 1件(北茨城市)  
平成27年 3件(北茨城市、神栖市)

## 福島鮮魚便

福島県産水産物の美味しさと魅力について、多くの消費者に知ってもらえるよう、東京都や埼玉県などの大型量販店において、

「福島鮮魚便」として常設で販売し、専門の販売スタッフが安全・安心と美味しさをPR。令和6年度は16店舗で実施。



## 流通拡大実証試験

福島県産水産物の水揚拡大に対応するため、ブランド力向上の一環として、共同出荷による多角的な流通拡大の取組（遠隔地等への活魚及び鮮魚出荷）による県産水産物の取扱量増加、単価向上を検証。

令和6年度は3団体により、福島県産水産物の首都圏等県外への共同出荷を実施。



## 福島県によるモニタリング検査

- 事故直後から、福島県では放射性物質を監視するため魚介類のモニタリング検査を開始。
- 毎週約130検体の魚介類検査の他、海水・海底土・餌生物などの調査も実施。
- 引き続き、モニタリング検査により水産物の安全性を確認しながら、水揚げ増加を検討。

## 漁協による自主検査

- 水揚げする魚介類を消費者に安心して食べていただくため、相馬双葉地区といわき地区でそれぞれ水揚日ごとに、全魚種を自主検査。
- 国の基準値 (100Bq/kg) より厳しい出荷基準 (50Bq/kg) を設定するとともに、仮に25Bq/kgを超えた際は、福島県海洋研究センター・福島県水産資源研究所で再検査を実施。



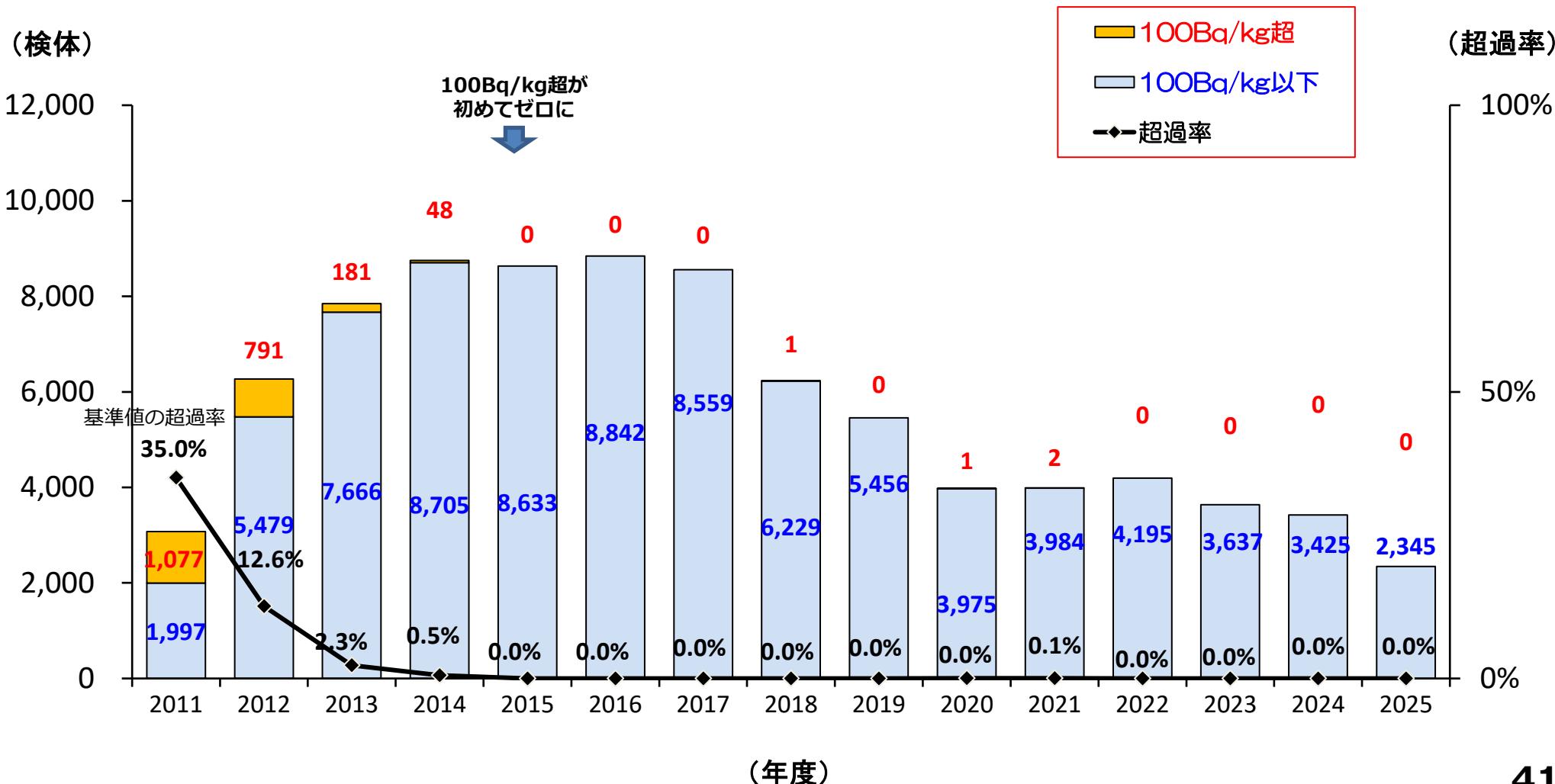
# 放射性物質濃度の検査結果（福島県・海産種）

MAFF

2025年  
12月16日時点

原発事故以降、基準値（100Bq/kg）を超えるものは時間の経過とともに減少。

海産種の基準値超過率は、2015年以降ほぼ0%。



# 風評被害対策（検査結果の情報発信）

MAFF

調査の結果やQ&Aを日本語、外国語でホームページに掲載し、正確でわかりやすい情報提供を実施。

国立研究開発法人水産研究・教育機構等と協力して、一般消費者向けのなじみやすいパンフレット（放射能と魚のQ&A、知ってほしい放射性物質検査の話）も作成し、消費者等への説明に活用。

消費者、加工業者など様々な関係者に対して、説明会等を実施（令和8年1月16日までに計242回）。

## 放射性物質調査の実施・情報提供

- ・水産庁HPにおいて、水産物中の放射性物質の検査結果や、基準値の超過率等について情報提供

○水産庁HP (<http://www.jfa.maff.go.jp/j/housyanou/kekka.html>)

## 水産物の放射性物質検査に係る報告書 (平成29年10月更新)

- ・原発事故以降のモニタリング検査等の取組を総括し、解説した「読めばわかる」報告書の作成
- ・消費者から専門家まで理解・活用できる内容（魚種別の傾向、海洋モニタリングの情報、水産物の汚染メカニズムに係る調査研究等）

・英語版を作成し、外国政府等への説明にも活用

○水産庁HP (<http://www.jfa.maff.go.jp/j/housyanou/attach/pdf/kekka-240.pdf>)

英語版HP (<http://www.jfa.maff.go.jp/e/inspection/attach/pdf/index-34.pdf>)

## 放射能と魚のQ&A(平成30年5月更新)

- ・消費者が放射能と魚に関わる内容を理解するための入門書を作成
- ・放射能と魚に関わる重要な質問を15に絞り、その回答を1ページに収めて解説
- ・パンフレット版を作成し、展示会等への説明や配布にも活用

○国立研究開発法人水産研究・教育機構HP

([http://www.fra.affrc.go.jp/bulletin/radioactivity\\_pamphlet2018/cover\\_index.html](http://www.fra.affrc.go.jp/bulletin/radioactivity_pamphlet2018/cover_index.html))

## 知ってほしい放射性物質検査の話(令和7年3月発行)

- ・食品の放射性物質検査の仕組みや水産物中の放射性セシウムの分析状況等を分かりやすくまとめたパンフレットを作成
- ・展示会等への説明や配布にも活用

○水産庁HP (<https://www.jfa.maff.go.jp/j/koho/saigai/index.html>)

外国語版 (<https://www.jfa.maff.go.jp/e/inspection/index.html>)

(英・中・韓・タイ)

## 説明会等の実施状況

- ・東北復興水産加工品展示商談会、ジャパンインターナショナルシーフードショー、シーフードショー大阪、スーパー・マーケットトレードショー、各地消費地でのセミナー
- ・Fish-1グランプリ（プライドフィッシュ料理・ファストフィッシュ商品のコンテスト）での展示及び説明 等



令和2年10月27日FABEX関西でのセミナーの様子

# 新たな取組（スマート水産業の推進）取組事例

MAFF

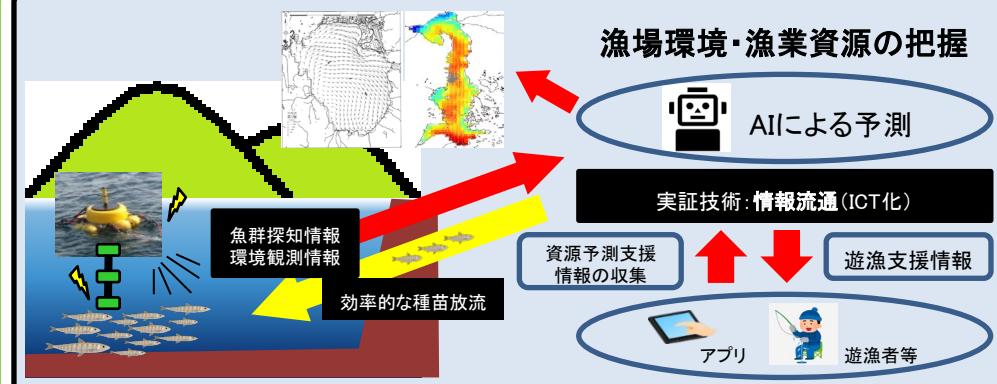
## 福島県での取組事例

### 多様な漁業種類に対応した操業情報収集・配信システムの構築に関する実証研究

#### 1. 海面漁業における情報収集・配信システムの実証



#### 2. 内水面漁業における情報収集・配信システムの実証



AIを活用した漁場環境・漁業資源把握および情報発信による内水面漁業の振興

#### 3本柱で先端技術を活用・展開

##### (1) デジタル操業日誌で操業の効率化

- ・漁業者自身の海洋観測
- ・経験や勘をデータ化・見える化

##### (2) ICTによる内水面漁業の振興

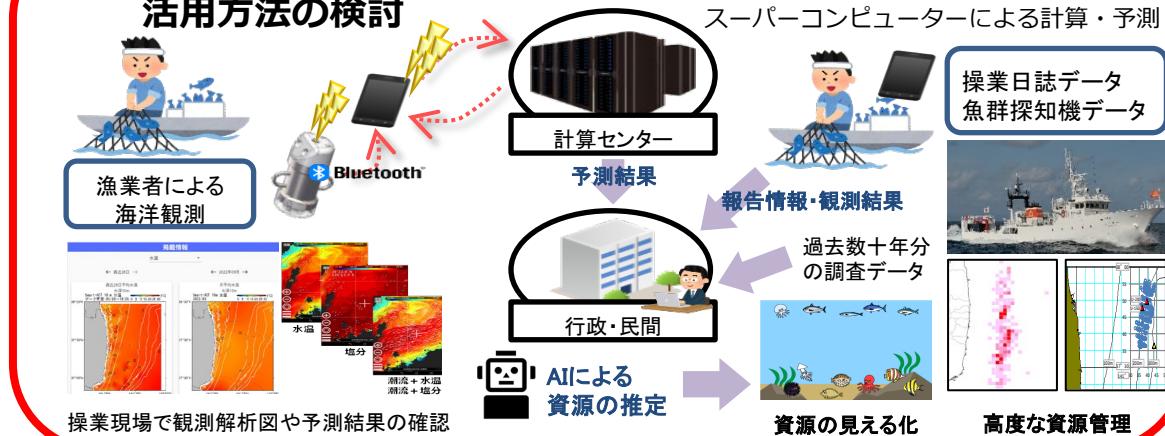
- ・多機能ブイによる観測
- ・遊漁支援情報の発信

##### (3) リアルタイムデータ・予測情報の配信と活用

- ・多種多様な情報を迅速に配信
- ・高度な資源管理の実現

➡ 漁業者のモチベーションを醸成  
「ふくしまマリンシステム」のスマート水産業実証モデル化

#### 3. 多様な漁業種類におけるリアルタイムデータの配信と活用方法の検討



## ⑤原子力災害からの復旧・復興 (風評対策)

# 農林畜産物に含まれる放射性物質の低減対策の実施

MAFF

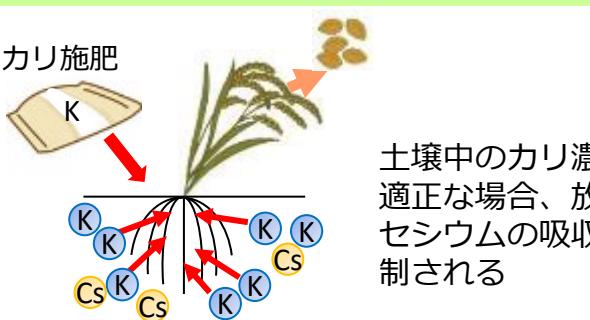
- 放射性セシウムの基準値を下回る農林畜産物のみが流通するよう、品目ごとの特性に応じて、放射性物質の低減対策、吸収抑制対策や収穫後の検査等の取組を推進。
- 引き続き、生産現場の協力を得て、放射性物質の低減対策の徹底を図る。

## 米

カリ施肥等による放射性物質の吸収抑制対策を実施。

基準値を超過した米の流通を防ぐ取組を実施。

### カリ施肥による稻の吸収抑制対策



土壤中のカリ濃度が適正な場合、放射性セシウムの吸収は抑制される



カリウム散布状況

## 畜産物

畜産物が食品の基準値を超える放射性セシウムを含まないよう、暫定許容値以下の飼料のみを給与するなど適切な家畜の飼養管理を徹底。

モニタリング対象県の牛肉については、食品の基準値以下のもののみが流通するよう抽出検査を実施。

飼料の放射性セシウムの暫定許容値

牛・馬：100Bq/kg、豚：80Bq/kg、鶏：160Bq/kg

### 牧草の放射性物質の吸収抑制対策

- 除染後に生産された牧草の放射性セシウム濃度を調査し、飼料としての利用の可否を判断。



ゲルマニウム半導体検出器による分析  
(農林水産省「放射性物質の分析について」)

- 土壤診断の結果を踏まえカリの施肥を行う。交換性カリウム濃度は30~40mg/100gが有効。
- カリ施肥後、グラステタニー、周産期病の原因となる可能性があり、牧草ミネラル濃度の確認などが必要。

## きのこ

きのこが食品の基準値を超える放射性セシウムを含まないよう、きのこ原木等に含まれる放射性物質濃度の指標値を設定。(きのこ原木：50Bq/kg、菌床用培地：200Bq/kg)

指標値を満たすきのこ原木等の導入や、発生したきのこの放射性物質を検査する等の栽培管理を通じて、基準値以下のきのこ生産を実施。

### 具体的な取組



きのこ原木の導入支援

#### 栽培管理ガイドライン

都道府県が、ガイドラインを基に、出荷制限の状況、空間線量率などを勘案して、地域の実情に応じた取組事項を選択できるようチェックシートを作成。生産者は、チェックシートを基に栽培管理を実施。

#### 必須工程

原木・ほだ木の購入時の確認と管理

発生前のほだ木の管理(放射性物質の検査等)

指標値を超えた原木・ほだ木の廃棄・再検査

安全性を確認するための発生したきのこの検査

#### 放射性物質を低減するための重要工程

原木・ほだ木の洗浄

空間線量率の測定

ほだ場など作業場所の環境整備

状況に応じて

# 農林水産物に含まれる放射性物質の濃度水準は低下

MAFF

- 農畜産物に含まれる放射性物質の濃度水準は低くなっており、現在基準値超過の農畜産物の流通はない。
- きのこ・山菜類、水産物でも、基準値を超過したものはごくわずか。

## 農林水産物の放射性物質の検査結果<sup>注1</sup> (17都県<sup>注2</sup>)

品目	令和5年度 <sup>注3、注4</sup>		令和6年度 <sup>注3、注4</sup>		令和7年6月30日時点 <sup>注3、注4</sup>		基準値超過品目 令和7年度 (令和6年度)
	基準値 超過割合	基準値超過点数 (検査点数)	基準値 超過割合	基準値超過点数 (検査点数)	基準値 超過割合	基準値超過点数 (検査点数)	
農畜産物	米	0 % ( 81,365 )	0 % ( 75,131 )	0 % ( 0 )	—	—	—
	麦	0 % ( 114 )	0 % ( 100 )	0 % ( 0 )	—	—	—
	豆類	0 % ( 108 )	0 % ( 101 )	0 % ( 0 )	—	—	—
	野菜類	0 % ( 3,419 )	0 % ( 2,380 )	0 % ( 351 )	—	—	—
	果実類	0 % ( 968 )	0 % ( 584 )	0 % ( 14 )	—	—	—
	茶 <sup>注5</sup>	0 % ( 16 )	0 % ( 3 )	0 % ( 0 )	—	—	—
	その他 地域特産物	0.8 % ( 127 )	0 % ( 116 )	0 % ( 0 )	—	—	—
	原乳	0 % ( 180 )	0 % ( 119 )	0 % ( 27 )	—	—	—
	肉・卵 (野生鳥獣肉除く)	0 % ( 7,151 )	0.01 % ( 7,049 )	0 % ( 2,131 )	—	—	〈牛肉 <sup>注6</sup> 〉
	きのこ・山菜類	0.8 % ( 8,130 )	0.6 % ( 9,726 )	1.2 % ( 1,347 )	コシアブラ、タケノコ、乾コウタケ (コシアブラ、タケノコ等5品目)	—	—
水産物	水産物	0 % ( 14,196 )	0 % ( 15,208 )	0 % ( 3,548 )	—	—	—
	農林水産物計	0.06 % ( 115,774 )	0.06 % ( 110,517 )	0.23 % ( 7,418 )	—	—	—

(注1) 厚生労働省及び自治体等が公表したデータに基づき作成。検査点数には、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(原子力災害対策本部決定。以下「検査ガイドライン」という)に基づき17都県が実施したモニタリング検査のほか、他の道府県、市町村及び生産者団体等が実施した検査(出荷後に流通品を対象に行われた検査を含む)のものを一部含む。農畜産物については、栽培/飼養管理が可能な品目が対象。きのこ・山菜類については、栽培管理されていない野生のものも含む。(注2) 検査ガイドラインで対象自治体としている17都県。ただし、水産物については全国を集計。

(注3) 平成24年4月施行の基準値(100 Bq/kg)を超過した割合(原乳については50 Bq/kg)。なお、茶は、荒茶や製茶の状態で500 Bq/kgを超過した割合。

(注4) 穀類(米、大豆等)について、生産年度と検査年度が異なる場合は、生産年度の結果に含めている。(注5) 飲料水の基準値(10 Bq/kg)が適用される緑茶のみ計上。

(注6) 農家で隔離されていた古い稻わら(平成23年4月に収集したもの)が誤って給与されていたことによるもの。現在は、古い稻わらが給与されないよう、改めて隔離措置を徹底。なお、当該牛肉は流通していない。

# 風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略

MAFF

- 科学的根拠に基づかない風評が今なお残っていることを踏まえ、平成29年12月、政府は、伝えるべき対象、内容、取り組むべき具体的施策等を示した「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」を策定。（復興大臣の下、関係省庁局長クラスを構成員とするタスクフォースで決定）
- 本戦略に基づき、政府一体となって風評の払拭に取り組むこととしている。

## ポイント

### 知つてもらう

#### 対象

- ①児童生徒、教育関係者
- ②妊産婦、乳幼児、児童生徒の保護者
- ③広く国民一般

#### 内容

- ①放射線の基本的事項と健康影響
- ②食品と飲料水の安全性 等

#### 具体的な施策

- ①放射線副読本の改訂
- ②乳幼児健診の機会等を利用した情報発信の開始 等

### 食べてもらう

- ①小売、流通事業者
- ②消費者
- ③在京大使館、外国要人、外国プレス
- ④在留外国人、海外からの観光客

- ①福島県産品の「魅力」や「美味しさ」
- ②食品と飲料水の安全を守る仕組みと放射性物質の基準
- ③生産段階での管理体制 等

- ①福島県産品の販売場所の情報発信
- ②流通実態調査の結果を踏まえた小売・流通事業者への説明や理解を深めるための情報提供
- ③輸入規制の緩和・撤廃に向けた働きかけ
- ④食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーションの推進 等

### 来てもらう

- ①教師、PTA関係者、旅行業者
- ②海外からの観光客、外国プレス、在留外国人
- ③県外からの観光客

- ①福島県の旅行先としての「魅力」
- ②福島県における空間線量率や食品等の安全 等

- ①福島県ならではの「ホープツーリズム<sup>※</sup>」の推進  
※福島県が行っている、復興に向け挑戦する「人」との出会いや「福島県のありのままの姿」を実際に見て、聴いて、学んで、そして希望を見つけてもらう取組
- ②東北を対象としたプロモーション 等

# 食品中の放射性物質に関する情報提供

MAFF

- 農林水産省は、関係府省（消費者庁、内閣府食品安全委員会、厚生労働省）等と連携して、食品中の放射性物質の現状や生産者の取組について、ウェブサイトや意見交換会等により、正確な情報発信やリスクコミュニケーションを推進。

## 農林水産省ウェブサイト

- 食品中の放射性物質の検査結果等を随時更新。

### 食品中の放射性物質について知りたい方へ（消費者向け情報）

掲載日：平成27年1月30日  
更新日：令和 7年8月25日

平成23年に発生した東日本大震災では、福島第一原子力発電所の事故の影響により、放射性物質が食品の安全対策の課題の一つになっています。  
食品安全性確保に向けた取組や被災地を応援する取組についてまとめました。



## トピックス

- 食品中の放射性物質の最近の検出状況[令和7年7月18日] New

## リーフレット等



## 動画配信



- 震災復興に取り組む漁業者等を紹介。

## 意見交換会等(令和7年)

- 子育て世代を対象とした親子イベント(東京(9月)・大阪(11月))を開催。



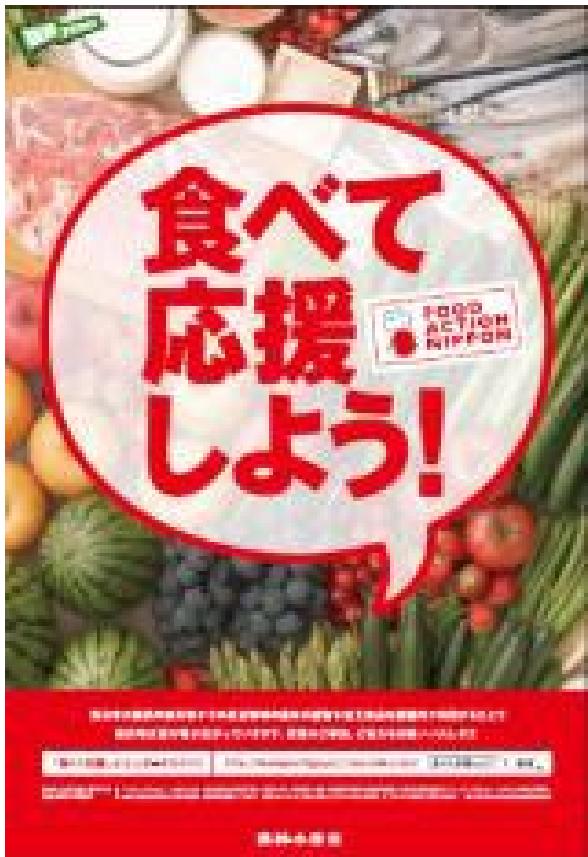
- 農林水産省「消費者の部屋『震災復興展示』」(3月)を開催。



# 「食べて応援しよう！」～被災地産食品の利用・販売を推進～

MAFF

- 「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズの下、生産者、消費者等の団体や食品産業事業者等、多様な関係者の協力を得て、被災地産食品の販売フェアや社内食堂等での積極的利用の取組を平成23年4月より推進。
- 関係省庁と連携し、平成24年度より経済団体、食品産業団体、都道府県、大学等に対し、被災地産品の販売促進を依頼。
- 全府省庁の食堂・売店において、積極的に被災地産食品を利用・販売。



## 「食べて応援しよう！」

被災地やその周辺地域で生産・製造されている農林水産物・食品（**被災地産食品**）を積極的に消費することで被災地の復興を応援する運動



これまでの取組： 2,025件  
うち被災地産食品販売フェア等： 1,316 件  
社内食堂等での食材利用： 605 件  
(平成23年4月～令和7年9月までの間)



社内売店における福島県産米の販売



被災地産食品を使用したメニューの提供

# 福島県の農林水産業の再生に向けた取組状況（生産段階での取組）

MAFF

- 福島県の農林水産業の再生に向けて、生産から流通・販売に至るまで、風評の払拭を総合的に支援。

## 第三者認証GAP等の取得支援

- ・第三者認証GAP等取得に係る研修受講や審査費用等を支援。  
<福島県内GAP取得状況>（令和7年3月末時点・福島県調べ）  
認証件数：420件（GLOBALG.A.P. 13件、ASIAGAP 9件、JGAP 162件、  
FGAP 236件） 認証経営体数：811経営体
- ・普及指導員や農業高校教員等の指導員資格取得を支援。令和6年度は192名がJGAP指導員資格研修を受講。
- ・消費者・実需者等の理解促進のため、GAPに関する産地情報の発信等を支援。



国際水準に引き上げたFGAPの現地審査



都内でのGAP認証農産物のPR販売

## 水産工コラベルの取得、水産物の高鮮度化支援

- ・水産工コラベルの取得に係る研修の受講や審査費用等を支援。
- ・水産物の高鮮度化に向けた取組及び新たな販路開拓に要する経費を支援。



シャーベットアイス冷却による高鮮度保持

## 環境にやさしい農産物の生産支援

- ・有機JAS認証の取得に係る研修受講や審査費用等を支援。  
<福島県内有機JAS取得状況>（令和7年3月末時点）  
認証件数：69件 認証経営体数：118経営体
- ・生産に必要な機械等の導入や、技術の開発・普及を支援。
- ・有機栽培米等の産地見学会や商談会、オーガニックふくしまマルシェ等を開催し販路拡大を支援。



紙マルチ田植機による田植え



オーガニックふくしまマルシェ

## 農林水産物の検査支援

- ・国のガイドライン等に基づく放射性物質検査に要する経費を支援。
- ・産地における自主検査に要する経費と、検査結果に基づく安全性のPRを支援。



ゲルマニウム半導体検出器による測定

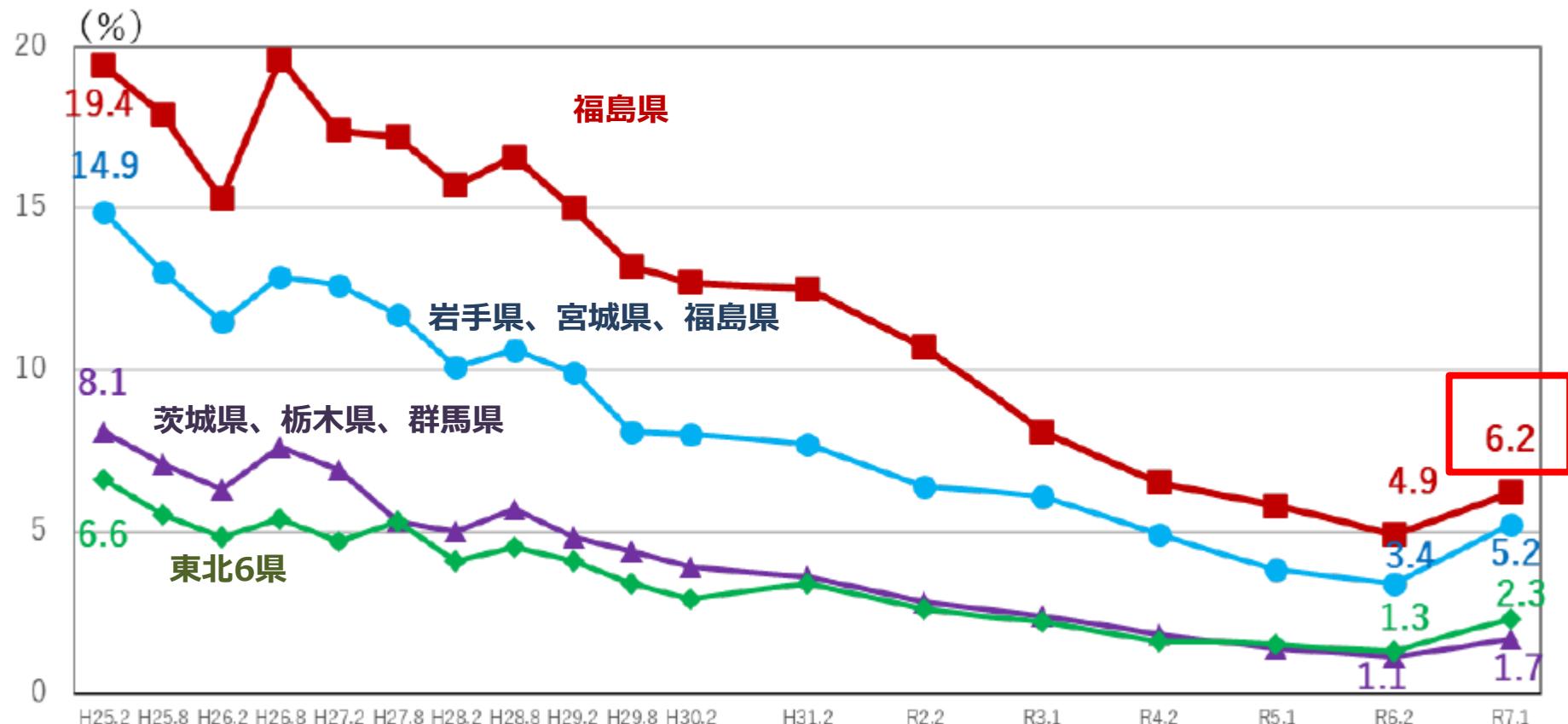
# 食品についての風評の現状

MAFF

- 放射性物質を理由に被災地産品の購入をためらう人の割合は、相当減少。  
(平成24(2012)年度：19.4%→令和6(2024)年度：6.2%)

%

食品を買うことをためらう産地



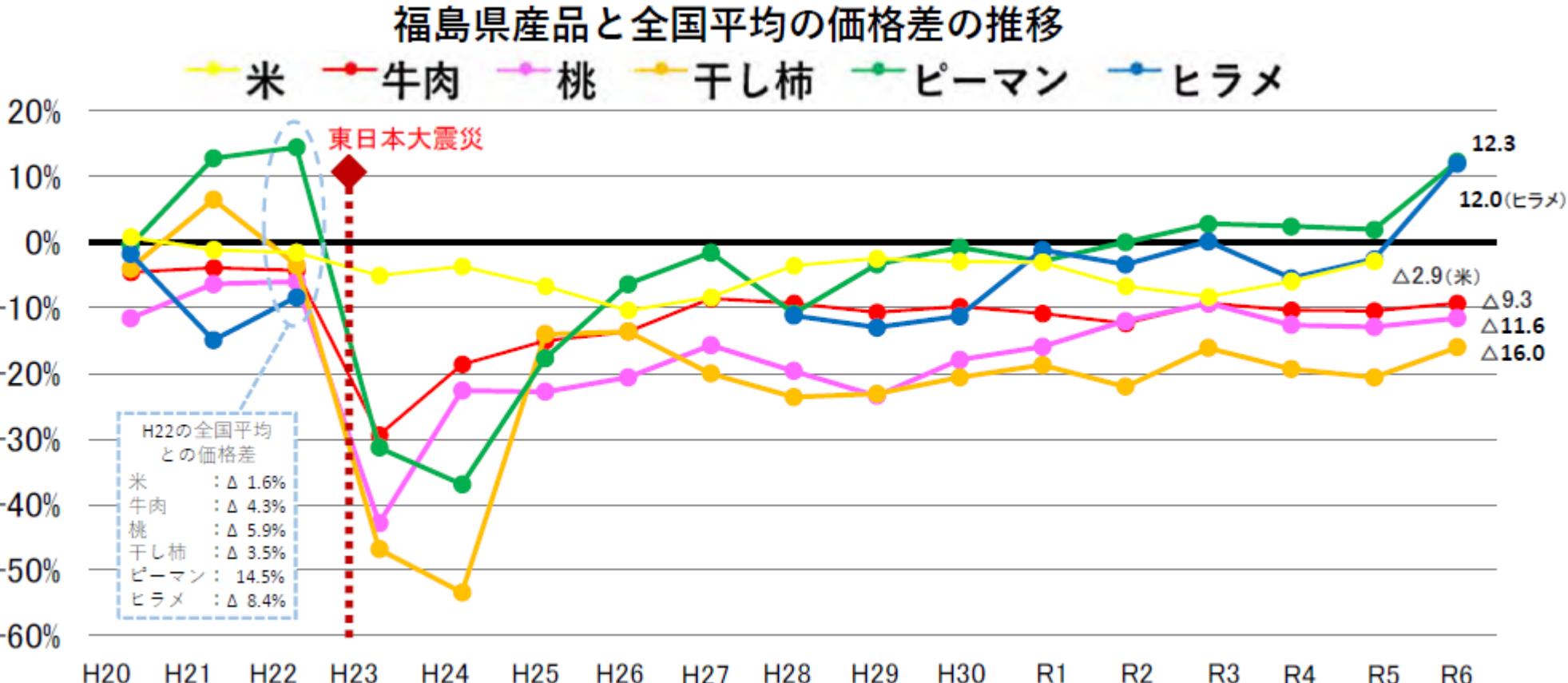
資料：消費者庁「風評被害に関する消費者意識の実態調査（第18回）」

注：全回答者（5,176人）のうち、産地を気にする人が放射性物質を理由に購入をためらう産地として選択した産地の割合

# 福島県産品と全国平均の価格差

MAFF

- 福島県産品と全国平均の価格差の推移は、概ね回復傾向。
- 一方で、価格差が震災前のポジションに戻っていない品目も存在。



※指数は福島県産品と全国平均の価格差を全国平均の価格で割った値である。

※米は産年単位、牛肉、干し柿及びヒラメは年度単位、桃及びピーマンは7~9月の値である。

※令和6年度は令和6年12月までの実績である。

※干し柿にはあんぽ柿以外も含まれる。

※ヒラメは平成28年に試験操業の対象魚種となり出荷が再開された。

データ出所: 米は農林水産省「米の相対取引価格」に基づく県推定値、それ以外は東京都中央卸売市場「市場統計情報」

# 流通段階における取扱姿勢の評価、取扱減少の理由

MAFF

- 消費者が自身の購入姿勢を比較的前向きに評価している一方で、小売業者・外食業者は消費者の購入姿勢を概ね中立的と評価しているなどの認識の齟齬の解消に向けた、更なる取組が必要。
- 震災前より取扱いが減少した等の理由として、「他産地産のもので貰えるから」と答える事業者が約4割を占めており、福島県産を取り扱ってもらうための取組が必要。

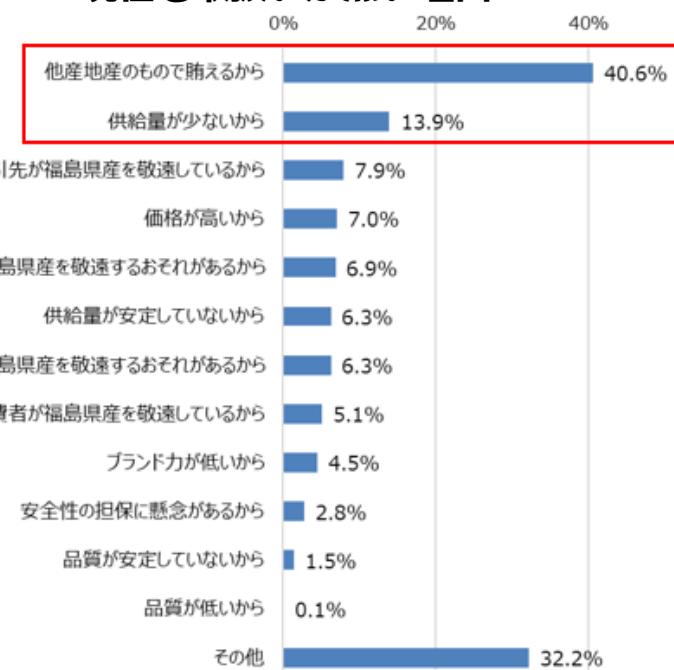
## 福島県産品の取扱姿勢の評価（自己評価・他社評価）

	取扱姿勢・購入姿勢					
	卸売	仲卸	加工	小売	外食	消費者
卸売による評価	4.2 (75)	3.7 (60)	2.9 (72)	3.5 (64)	3.6 (62)	
仲卸による評価		3.8 (322)	3.0 (131)	3.4 (202)	3.1 (169)	
加工による評価			3.4 (167)	3.3 (58)	3.2 (35)	
小売による評価				3.5 (380)		3.0 (255)
外食による評価					3.1 (297)	3.0 (140)
消費者による評価						3.6 (-)

(注)農林水産省「令和6年度福島県産農産物等流通実態調査」。

「5:前向き」「4:やや前向き」「3:どちらともいえない」「2:やや後向き」「1:後向き」の5段階評価の平均値。カッコ内の数値は、評価する側とされる側の組合せごと回答数。  
消費者自身の姿勢については、全国の消費者への調査での4,000人の回答。

## 震災前より取扱いが減少、取扱いが無くなった、現在も取扱いが無い理由



(注)農林水産省「令和6年度福島県産農産物等流通実態調査」。

「震災前から取り扱っており、震災前から減少した」「震災前は取り扱っていたが、震災後取り扱いがなくなった」「震災前も現在も福島県産の取り扱いはない」事業者のみ対象。

- 水産業において、ALPS処理水による風評影響を最大限抑制し、本格的な復興を果たすため、被災県産水産物の取扱拡大等への支援とともに、消費者が安心して購入していただけるよう支援を行います。
- 農林業においても、福島県産品の販売棚の確保等に向けた取組を引き続き支援します。

## 水産物の販売促進

- **被災県産水産加工品の販売促進、情報発信**
  - ・ 大手寿司チェーンや外食店等でフェアを開催
  - ・ 量販店・専門鮮魚店等における販売を支援
  - ・ EC販売業者と地元加工業者のマッチング・商品開発を支援
  - ・ 海外バイヤーを被災地に招聘し、産地訪問の機会を創出
- **福島県産水産物の販売促進**
  - ・ 大型量販店において、「福島鮮魚便」として常設で販売
  - ・ 地元消費を着実に増やすため消費地市場の水産卸等を支援
- **消費者の「安心」と科学的な「安全」とのギャップを解消**
  - ・ 消費者が福島県産水産物の安全性や産地の情報等を確認できる取組を支援
- **経産省、復興庁とともに「三陸・常磐ものネットワーク」の取組を支援**



量販店の販売コーナー



海外バイヤー向け商談会

## 農林産物の販売促進

- **被災地産食品の販売フェアや社内食堂等での積極的利用の運動を継続して展開**
- **福島県産農林産物の取扱拡大を支援**
  - ・ 量販店等で販売コーナーの設置、フェア・商談会の開催、バイヤーツアーの実施等ブランド化を支援
  - ・ オンラインストアにおける特設ページの運営等による福島県産品の魅力や安全性の配信等を支援
  - ・ テレビCM等を活用した販売促進を支援
  - ・ 輸出可能国・地域で商談会・展示会参加や試験販売開催等の販売促進を支援
  - ・ 専門家のサポート等による生産者の販路開拓等の支援



バイヤーツアーの実施



台湾現地での魅力発信の様子 54

# ALPS処理水放出に伴う風評対策（トリチウムのモニタリング）

MAFF

- 試料は処理水放出口の南北約5kmの2地点で採取。
- 放出後から令和8年1月14日までに分析したヒラメなど  
320検体の分析結果は、放出前と同様に全て検出限界値（10Bq/kg程度）未満となった。

## ＜処理水放出後＞

No.	試料採取		試料名	(単位:Bq/kg) (検出限界値)	
	日	時			
1	R5.8.25	4:50頃	ヒラメ	不検出	(8.06)
2	R5.8.25	4:40頃	ホウボウ	不検出	(8.22)
3	R5.8.26	5:00頃	ホウボウ	不検出	(8.76)
4	R5.8.26	4:40頃	ヒラメ	不検出	(8.81)
5	R5.8.27	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.61)
6	R5.8.27	4:40頃	ヒラメ	不検出	(8.63)
7	R5.8.30	5:00頃	ヒラメ	不検出	(7.90)
8	R5.8.30	5:00頃	トラフグ	不検出	(8.13)
9	R5.8.31	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.49)
10	R5.8.31	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.66)
11	R5.9.1	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.70)
12	R5.9.1	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.65)
13	R5.9.2	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.31)
14	R5.9.2	5:00頃	マダイ	不検出	(8.49)
15	R5.9.3	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.20)
16	R5.9.3	5:10頃	ヒラメ	不検出	(8.08)
17	R5.9.4	5:00頃	ヒラメ	不検出	(7.88)
18	R5.9.4	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.00)
19	R5.9.6	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.93)
20	R5.9.6	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.66)
21	R5.9.7	5:30頃	ヒラメ	不検出	(8.57)
22	R5.9.7	5:30頃	ヒラメ	不検出	(8.60)
23	R5.9.11	5:30頃	ヒラメ	不検出	(7.52)
24	R5.9.11	5:00頃	ヒラメ	不検出	(7.62)
25	R5.9.12	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.77)
26	R5.9.12	5:10頃	ヒラメ	不検出	(8.88)
27	R5.9.13	5:00頃	ヒラメ	不検出	(7.29)
28	R5.9.13	5:00頃	ホウボウ	不検出	(7.51)
29	R5.9.14	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.75)
30	R5.9.14	5:00頃	ヒラメ	不検出	(9.07)
31	R5.9.15	5:30頃	ヒラメ	不検出	(8.41)

No.	試料採取		試料名	(単位:Bq/kg) (検出限界値)	
	日	時			
32	R5.9.15	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.65)
33	R5.9.16	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.60)
34	R5.9.16	5:10頃	ヒラメ	不検出	(8.69)
35	R5.9.17	5:30頃	ヒラメ	不検出	(7.75)
36	R5.9.17	5:00頃	ヒラメ	不検出	(7.74)
37	R5.9.18	5:00頃	ヒラメ	不検出	(7.47)
38	R5.9.18	5:10頃	ホウボウ	不検出	(7.57)
39	R5.9.19	5:30頃	ヒラメ	不検出	(8.76)
40	R5.9.19	5:20頃	ヒラメ	不検出	(8.57)
			(		
			:		
			:		
			:		
			:		
			:		
			)		
482	R7.11.4	4:00頃	ヒラメ	不検出	(9.12)
483	R7.11.5	3:30頃	ヒラメ	不検出	(8.86)
484	R7.11.5	4:00頃	ヒラメ	不検出	(8.75)
485	R7.11.6	3:00頃	ヒラメ	不検出	(9.24)
486	R7.11.6	3:30頃	ヒラメ	不検出	(9.47)
487	R7.11.7	3:30頃	ヒラメ	不検出	(8.92)
488	R7.11.7	3:30頃	ヒラメ	不検出	(8.94)
489	R7.11.11	3:00頃	ヒラメ	不検出	(7.58)
490	R7.11.11	3:30頃	ヒラメ	不検出	(7.47)
491	R7.11.12	3:00頃	ヒラメ	不検出	(8.22)
492	R7.11.12	3:30頃	ヒラメ	不検出	(8.14)
493	R7.11.13	3:00頃	ヒラメ	不検出	(7.71)

No.	試料採取		試料名	(単位:Bq/kg) (検出限界値)	
	日	時			
494	R7.11.13	3:30頃	ヒラメ	不検出	(7.59)
495	R7.11.14	3:00頃	ヒラメ	不検出	(8.47)
496	R7.11.14	3:30頃	ヒラメ	不検出	(7.44)
497	R7.11.18	3:00頃	ヒラメ	不検出	(7.39)
498	R7.11.18	3:30頃	ヒラメ	不検出	(7.36)
499	R7.11.25	3:00頃	ヒラメ	不検出	(9.17)
500	R7.11.25	3:30頃	ヒラメ	不検出	(9.19)
501	R7.12.5	3:30頃	ヒラメ	不検出	(8.75)
502	R7.12.5	3:30頃	ヒラメ	不検出	(8.74)
503	R7.12.9	4:30頃	ヒラメ	不検出	(9.05)
504	R7.12.9	4:30頃	ヒラメ	不検出	(9.07)
505	R7.12.10	4:30頃	ヒラメ	不検出	(9.21)
506	R7.12.10	3:30頃	ヒラメ	不検出	(9.24)
507	R7.12.11	4:30頃	ヒラメ	不検出	(8.49)
508	R7.12.11	3:00頃	ヒラメ	不検出	(8.51)
509	R7.12.12	4:30頃	ヒラメ	不検出	(8.99)
510	R7.12.12	3:00頃	ヒラメ	不検出	(8.97)
511	R7.12.16	4:00頃	ヒラメ	不検出	(9.60)
512	R7.12.16	4:00頃	ヒラメ	不検出	(9.69)
513	R7.12.17	4:30頃	ヒラメ	不検出	(8.16)
514	R7.12.17	3:30頃	ヒラメ	不検出	(9.18)
515	R7.12.18	4:30頃	ヒラメ	不検出	(9.07)
516	R7.12.18	3:30頃	ヒラメ	不検出	(9.01)
517	R7.12.19	4:40頃	ヒラメ	不検出	(8.73)
518	R7.12.19	3:30頃	ヒラメ	不検出	(8.85)
519	R7.12.23	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.92)
520	R7.12.23	5:00頃	ヒラメ	不検出	(9.23)
521	R8.1.7	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.72)
522	R8.1.7	4:30頃	ヒラメ	不検出	(8.77)
523	R8.1.10	4:00頃	ヒラメ	不検出	(8.59)
524	R8.1.10	6:00頃	ヒラメ	不検出	(8.63)

(世界保健機関（WHO）の飲料水水質ガイドライン基準：10,000Bq/L)

(出典：水産庁webサイト <https://www.jfa.maff.go.jp/jhousyanou/kekka.html>)

- 原発事故に伴い諸外国・地域において措置された輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、緩和・撤廃される動き。規制を措置した55の国・地域のうち、50の国・地域で輸入規制を撤廃、5の国・地域で輸入規制を継続（2025年11月に台湾が規制を撤廃）。

規制措置の内容／国・地域数※1		国・地域名	
事故後輸入規制を措置 55	規制措置を撤廃した国・地域	50	カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モーリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア、ブラジル、オマーン、バーレーン、コンゴ民主共和国、ブルネイ、フィリピン、モロッコ、エジプト、レバノン、U A E、イスラエル、シンガポール、米国、英国、インドネシア、EU、アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン、仏領ポリネシア、台湾
	輸入規制を継続して措置 5	一部の都道府県を対象に検査証明書を要求 一部の都道府県を対象に輸入停止	ロシア 中国※2、香港、マカオ、韓国

※1 規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。

※2 37道府県の水産物の中国向け輸出については、輸出関連施設の登録手続き等が完了され次第、実施可能。

## ALPS処理水の海洋放出に伴う諸外国・地域の食品等の輸入停止の概要

- ALPS処理水の海洋放出に伴い諸外国・地域において以下の輸入停止が措置されている。

規制措置の内容／国・地域数		国・地域名
海洋放出後 輸入停止を 措置 3	全都道府県の水産物を輸入停止	ロシア
	10都県の水産物等を輸入停止	香港
	10都県の生鮮食品等を輸入停止	マカオ

- 農林水産省では、農林水産関係の被害者の早期救済の観点から、東京電力に対し、中間指針等に基づく賠償金の適切な支払いを求めている。
- 農林水産関係では令和7年11月30日までに、約1兆1,825億円を支払っている※。  
※令和7年11月30日時点で、農林漁業者等の請求・支払い状況について、関係団体等からの聞き取りにより把握できたもの。

## 中間指針の概要（農林漁業等に関する主な内容）

### 政府等による農林水産物の出荷制限指示等に係る損害

- 農林水産物・食品の出荷・作付・その他の生産・製造・流通に関する制限及び検査について、①政府による指示等、②地方公共団体が合理的理由に基づき行うもの、③地方公共団体が関与し、生産者団体が合理的理由に基づき行うもの、に伴う農林漁業者その他の指示等対象者の損害(減収・追加的費用等)は対象

### いわゆる風評被害

原則として事故と相当因果関係がある損害として、以下の類型を記載。

#### ○ 農林漁業

【農産物（茶・畜産物を除き、食用に限る）】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、岩手、宮城

【茶】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、神奈川、静岡、宮城、東京

【林産物（食用に限る）】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、青森、岩手、宮城、東京、神奈川、静岡、広島（広島はしいたけのみ）

【畜産物（牛乳・乳製品に限る）】岩手、宮城、群馬

【牛肉（セシウム汚染牛肉関係）】北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、岐阜、静岡、三重、島根（他の都道府県で同様の状況が確認された場合は同様に扱われる）

【畜産物（牛肉・乳製品、牛肉を除き、食用に限る）】福島、茨城、栃木

【水産物（食用・餌料用に限る）】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、北海道、青森、岩手、宮城

【花】福島、茨城、栃木 【家畜の飼料及び薪・木炭】福島、岩手、宮城、栃木

【家畜排せつ物を原料とする堆肥】福島、岩手、宮城、茨城、栃木、千葉

【その他の農林水産物】福島

#### ○ 農産物加工・食品製造業

#### ○ 農林水産物・食品の流通業

#### ○ 輸出